



2024 年度版

患者必携

三重県の療養情報

～がんと向き合うために～



三重県がん相談支援センター



この冊子のダウンロードはこちらから

<https://www.gansupport-mie.jp/>

はじめに

『三重県の療養情報』は、三重県内のがんに関する療養情報を取りまとめた冊子です。

がんと診断されて間もない方、心や身体のだよざまな変化に不安や悩みを抱えながら療養されている方、そしてそのご家族に、治療に臨むにあたっての準備や心構え、相談窓口や医療機関、医療費、就労など療養に必要な情報をお届けします。

医療の進歩によってがんの生存率は年々向上し、「がんとの共生」という言葉のとおり療養しながら生活することが多くなってきました。

それぞれが、自分らしいがんとの向き合い方を見つけていただくために、この冊子をお役立ていただければ幸いです。

この冊子についてのお問合せは、三重県がん相談支援センター(TEL:059-223-1616)までお願いします。



(表紙絵および挿絵について)

この冊子の表紙絵および挿絵は、当センターのサポーター(ボランティア)の自主活動グループによって作成された絵葉書です。他に脱毛した時に被るタオル帽子を作るグループがあり、タオル帽子に絵葉書を添え、各病院等のがん患者さんへ届ける活動を行っています。(P73 参照)

※一緒に活動していただける仲間を募集しています。

詳しくは当センター(TEL:059-223-1616)までお願いします。

もくじ

1 がんと診断されたら		5 医療費・生活費	
1) 診断の結果を上手に受け止めるには	1	1) 医療費の負担を軽くする公的制度	34
2) 落ち着いた気持ちで治療に臨むには	2	2) 石綿(アスベスト)による健康被害の 補償・救済制度	38
3) 自分にとって最適な治療を考える	5	3) 自立支援医療(更生医療)	39
4) セカンドオピニオン	6	4) 三重県肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業	39
5) 療養生活について考える	7	5) 生活費などの助成	39
6) 家族ががんになったとき	7	6) 障がいのある方への制度	40
2 三重県のがん医療・相談窓口		6 がんと仕事	
1) 三重県のがん医療体制	10	1) 治療を受けながら仕事を続けるために	42
2) 県内のがん診療連携にかかる病院	11	2) 治療と仕事の両立支援の相談先	43
3) がん相談窓口	13	3) 治療と仕事の両立支援に関する情報	46
4) 緩和ケア外来・緩和ケア病棟のある病院	17	7 患者会とサロン	
5) 放射線治療が受けられる病院	18	1) がん患者会	47
6) リンパ浮腫治療が受けられる病院	19	2) がんサロン(交流会)	48
7) がんゲノム医療	20	3) グリーフケアサロン	51
8) がん医療医科歯科連携	21	8 療養に役立つサービス	52
3 小児・AYA世代のがん		9 療養に役立つ情報サイト	55
1) 小児がん	22	10 県・市町の窓口、問合せ先など	
2) AYA世代のがん	22	1) 県庁・保健所	57
3) 小児がん拠点病院	23	2) 市町のがんに関する相談窓口	58
4) 三重大学医学部附属病院	25	3) 福祉事務所	60
「小児・AYAがんトータルケアセンター」		4) 市町の社会福祉協議会	61
5) がん治療と妊孕性温存治療	26	5) 年金事務所	62
6) 医療費・療養等に関する制度	27	6) 税務署	62
7) 療養を支えるサービス・制度	29	7) ハローワーク	63
4 自宅で療養するには		8) 市町・広域連合介護保険・高齢者福祉担当課	64
1) 在宅療養(在宅療養全般)の相談窓口	32	9) 地域包括支援センター	66
2) 在宅療養支援診療所	32	10) 生活困窮などの相談窓口	68
3) 在宅歯科診療	32	11) ファミリーサポートセンター	69
4) 訪問薬局	32	11 三重県がん相談支援センターについて	
5) 訪問看護	32	三重県がん相談支援センター(ポスター)	70
6) 訪問リハビリテーション	32	三重県がん相談支援センターをご存じですか?	71
7) 介護保険の手続き及び利用	33	サポーター(ボランティア)活動について	73
8) 地域包括支援センター	33		
9) 障がい福祉サービス	33		

1 がんと診断されたら

1) 診断の結果を上手に受け止めるには

① がんを告知されるということ

患者自身が「納得のいく治療」を選択するためには、自分の病名を知って、病気がどのような状態なのか、どのように経過するのか、イメージできることが大切です。

また、抗がん剤や放射線治療を受ける場合は、治療の効果と副作用のリスクの双方について理解し、納得したうえで自分自身のがんと向き合い、がんを克服するという気力が大切になってきます。これから始まる療養生活の質を高めるという意味で、がんの告知はとても重要となります。

② 告知を受け止めるには

がんの告知を受けたとき、ショックを受けて動揺するのは普通です。頭が真っ白になって、どのように家に帰ったかわからないという人や、「がん」と伝えられた後の説明を覚えていないという人もいます。数日から数週間は絶望して落ち込んだり、「まさかそんなはずはない」と否定したくなるのは当然のことです。(再発したときも同じです。)自分を責めたり、不安感や抑うつ気分が強くなって、眠れなくなったり食欲がなくなったりすることもあります。そのような時、我慢したり、無理に頑張ったりする必要はありません。つらい時はじっとしていることも大切です。

誰とも話したくない時もあるかもしれませんが、無理のない範囲で少しずつ家族、友人、受診施設の医療従事者など自分が信頼できる人に、不安やつらい気持ちを話してみましょう。泣いてもわめいてもかまいません。感情を表出すること、話すことで気持ちの整理がつき、こころも落ち着いてきます。(※こんな時、三重県がん相談支援センターでも相談をお受けします。TEL：059-223-1616)

人間は、誰しも生きていくために必要な適応力が備わっています。がんの告知という強いストレスによって、絶望と悲嘆にくれながらも、時がたつにつれてがんを受け止め、「これからすべきことを考えてみよう」と前向きな気持ちが湧いてきます。

自分の適応力を信じてつらい時期をやり過ごしましょう。

③ 心のケア

不安感や気分の落ち込み、不眠、食欲不振、何も手につかないなどつらい状態が2週間以上続いている時は、心のケアの専門家に相談してみましょう。抵抗を感じる人もいると思いますが、心のケアを受ける時期は早いほど気持ちの回復も早くなります。心と身体は一体です。心のケアはがんの治療の一部と考えられます。まずは、担当医にご相談ください。

「がんの告知」 7か条

- 1 「がん＝死」ではありません
- 2 主治医にパートナーになってもらいましょう
- 3 病気に対する心配を愛する人に隠さないように
- 4 「自分自身が、がんをもたらした」と思わないで
- 5 前向きに考えられないことがあっても、自分を責めないで
- 6 これまで、病気以外の苦難を乗り越えるために有効であった対処方法が、闘病にも役立つことがあります
- 7 自分を安心させてくれる援助や自助グループを利用しましょう

参考：「こころのケアに関する患者さん向けのガイドライン」（『サイコオンコロジー』J・C・ホーランド/J・H・ホーランド編 河野博臣ほか監訳、メディサイエンス社）

参考資料： 「がんを生きるガイド」

2) 落ち着いた気持ちで治療に臨むには

ご自身の病気についての情報をまとめておくと、落ち着いた気持ちで治療について考えられるようになります。

① 自分にとって必要な情報を集めましょう

- ・ 自分の病気や、検査、治療法、療養生活などについての情報を集めることは、不安が軽減され、色々な選択肢から納得しながら一つ一つ決定していくためにも、非常に大切です。
- ・ 家族や友人など信頼できる人にも、情報収集の協力を依頼しましょう。
- ・ がん相談支援センターを利用しましょう。

※がん相談支援センター P13～15 参照

- ・ 担当医や看護師など医療者は、あなたに最も適した情報を提供してくれる存在です。
- ・ 5年生存率などの数字に、あまりとらわれないように注意しましょう。
- ・ インターネットは情報収集には便利なものですが、発信元や手に入れた情報が信頼できるかどうか考えてみましょう。

※療養に役立つ情報サイト P55～56 参照



がん情報を探す時の5つのポイント

1. **今、必要な情報は何かを考える**
自分にとって、今必要な情報は何かを書き出してみましょう。
2. **インターネットを活用する**
自分でできない時は、家族などに調べてもらいましょう。
3. **がん相談支援センターを利用する**
4. **信頼できる情報か、考える**
複数の情報を照らし合わせ、担当医にも確認しましょう。
5. **行動する前に、周囲の意見を聞く**
担当医、家族、患者仲間などに意見を求めましょう。

参考資料：国立がん研究センターがん情報サービス HP



がん情報を見極める3つのポイント

1. **いつの情報か**
古い情報やいつのものか不明な情報は、そのまま信じない方が良いでしょう。
2. **だれが発信しているのか**
薬や食品などの販売や宣伝目的の情報に注意しましょう。
また、著名な先生であっても、先生の個人の意見には、必ずしも科学的に正しいと言えない場合があります。
3. **何を根拠にしているのか**
ある物質が、人のがんの有効であると科学的に確認されるためには、何段階もの研究が必要です。ネズミで効果があったという研究結果だけでは、信頼できる情報ではありません。

参考資料：国立がん研究センターがん情報サービス HP

② 医療者と信頼関係を築きましょう

がんは、診断、治療、その後の療養など長期にわたって、医療者とのかかわりが必要な病気です。納得して治療や療養に向き合うために、良い信頼関係を築いていきましょう。

まずは、自覚症状や困っていること、心配なことなど自分自身の気持ちを率直に伝えることが大切です。また、一度ですべて聞かなければと焦らなくても大丈夫です。優先順位をつけるなど何回かに分けて聞きましょう。対話を重ねることが、お互いの関係を深めることにつながります。

③ 担当医に話を聞く時は

- ・事前に聞きたいことをメモにまとめておくと、自分の考えが整理でき、落ち着いて聞くことができます。
- ・聞いた話はメモに書き留めておきましょう。後から振り返る時に役に立ちます。
- ・家族や友人など信頼できる人と一緒に話を聞きましょう。
- ・1回の診察ですべてを聞こうと焦らず、何回かに分けて聞きましょう。
検査や治療が進むにつれて、少しずつ明らかになってくることもあります。必要な情報を必要な時に聞きましょう。
- ・担当医にうまく聞けない時は、看護師やがん相談支援センターの協力を得ましょう。

④ 担当医に聞いておきたいこと（具体例）

- ・何という、がんですか？
- ・その診断はもう確定しているのでしょうか？
それともまだ疑いがある段階なののでしょうか？
- ・がんは、どこにあって、どの程度広がっていますか？
- ・これから追加の検査はありますか？ 今後の予定は？
- ・何をいつまでに、決めなければなりませんか？
- ・私が受けることのできる治療は、どのようなものがありますか？
どのような治療を勧めますか？また、その治療を勧める理由を教えてください。
- ・治療による合併症、副作用、後遺症などはどのようなものがありますか？
- ・治療期間、頻度、費用などは、どのくらいかかりますか？
- ・今まで通りの生活を続けることはできますか？
- ・普段の生活や食事のことで、気をつけておくことはありますか？

参考資料：国立がん研究センターがん情報サービス HP・「がんになったら手にとるガイド」



—参考冊子—重要な面談にのぞまれる患者さんとご家族へ
—聞きたいことをきちんと聞くために—

【国立がん研究センター精神腫瘍学グループ】

https://www.ncc.go.jp/jp/ncce/clinic/psychiatry/psychiatry_panfu.pdf



3) 自分にとって最適な治療を考える

がんの治療の3本柱は、手術（外科治療）、薬物療法（抗がん剤治療など）、放射線療法です。これらを単独またはいくつかを組み合わせる治療を行います。

① まずは、自分のがんの状態を知りましょう

担当医の検査結果や診断についての説明をよく理解し、記録しておきましょう。わかりにくい事や疑問は遠慮なく尋ねましょう。

担当医は、がんの種類、進行程度（病期（ステージ）、体の状態などから最も良い効果が期待される治療法を提案します。多くの場合、**標準治療**に基づいた治療法が勧められます。

② 「標準治療」とは

がんの治療においては、たびたび「標準治療」という言葉が使われます。標準というと平均的な治療のイメージですが、実際は、科学的根拠（エビデンス）に基づいた観点で、がんの種類ごとに現在利用できる最良の治療であることが示され、ある状態の一般的な患者に行われることが推奨される治療です。

最新の治療イコール最良の治療ではないことを理解しておきましょう。臨床試験によってそれまでの標準治療より優れていることが証明されてはじめて新しい標準治療となります。

③ 「がん診療（治療）ガイドライン」とは

がんの部位や種類によっては、診療（治療）ガイドラインが発行されています。これは、現場の適切な治療決定を助けるために、診療に関する標準的推奨事項とその根拠がまとめられています。主に医療者向けですが、がんの種類によっては、患者さんのための治療ガイドラインが発行されています。治療法を選択する時、参考資料の一つとなります。（P55 参照）

④ それぞれの治療法のメリット、デメリットを確認しましょう

複数の治療の選択肢がある場合、治療によって期待できる効果や副作用、後遺症、再発の可能性など自分にとって良い面と悪い面を書き出してみましょう。また、治療後の生活や通院の予定などについても担当医や医療者から情報収集しましょう。

⑤ 担当医と相談しながら治療法を選択しましょう

治療法を選択にあたっては、がんの治療だけでなく治療中の生活のことも含めて、自分が何を大切にしたいかがポイントです。体への負担、時間、仕事、家族、将来の夢等々について、まずは希望を担当医に伝え、また、家族や医療者ともよく相談しましょう。近年はさまざまな医療関連の専門職種が連携して治療をサポートするチーム医療が広がっています。受診先のサポート体制についても情報を集めましょう。

治療方針については、セカンドオピニオンを参考にすることもできます。いずれにしても自分自身が納得したうえで治療に臨むことが大切です。

4) セカンドオピニオン

① セカンドオピニオンとは？

担当医の治療方針「ファーストオピニオン」を十分に理解したうえで、あなた自身の事情や価値観に最も適した納得のいく治療法を選択することができるように、担当医とは別の、違う医療機関の医師に「第2の意見」を求めることがセカンドオピニオンです。セカンドオピニオンを受けることで、病気の理解が深まったり、治療の選択の幅が広がったり、より納得して治療に臨むことができるようになります。結果としてその病院に転院することはあっても、『セカンドオピニオン＝転院』をするためのものではないことを知っておきましょう。

② セカンドオピニオンを受ける医師や病院の選び方

がんの治療をしている病院では「セカンドオピニオン外来」を設置しているところが増えてきています。担当医への相談や、「がん相談窓口」に問合せることで、各病院の専門領域に関する情報を得ることができます。そうした情報をもとに希望する医療機関が決まったら、その医療機関の窓口に連絡をして必要な手続き（受診方法、予約、費用、診察時間、必要な書類）などを確認し、現在の担当医に伝えましょう。（P12 参照）

③ セカンドオピニオンの費用

セカンドオピニオンの費用は、基本的には保険がきかない自費診療扱いで病院により費用は異なります。目安として、30分で1～2万円程度が必要になります。

④ セカンドオピニオンを受けた後

セカンドオピニオンを受けた後は、必ず担当医に報告し、これからの治療法について再度相談しましょう。また、セカンドオピニオンの結果、セカンドオピニオン先の病院で治療を受けることになった場合は、もとの担当医からこれまでの治療内容や経過を書いた紹介状を書いてもらいましょう。

セカンドオピニオンを受けるときの流れと 心がけておきたいこと

まず、担当医の診断と治療方針（ファーストオピニオン）を聞きましょう。

セカンドオピニオンを受けたいという希望を担当医に伝えて、紹介状を受け取りましょう。

希望先の医療機関のセカンドオピニオン外来に申し込みをしましょう。

あらかじめまとめておいた、聞きたいことや自分の希望を伝えましょう。

セカンドオピニオンを受けたら、担当医に必ず報告して、今後のことを相談しましょう。

5) 療養生活について考える

① 周りの人への伝え方を心の中で準備しておく

がんの治療ではほとんどの場合、入院や定期的な通院、自宅療養が必要となるため、仕事や家事、社会活動、日常生活にも影響が及びます。このため、できれば周りの人に病気のことを伝え、理解と協力を得ておいたほうがよいでしょう。

周囲の人の理解を求める中で、病気のことや治療内容などを聞かれることがあるかもしれません。周りの人に病気のことを伝える際には、必ずしも詳細に伝える必要はありませんが、あらかじめ自分が伝えたいことや聞かれそうなことについて、メモにまとめるなどしておく、自分の考えを整理でき、落ち着いて伝えることができるでしょう。

② 役割を一時的に代わってもらう

がんを治療するために、今まであなたが家庭や社会、職場で担ってきた役割を、一時的に代わってもらう人を見つけておくことが必要になることがあります。

「いつも自分がしていることを誰かに代わってもらうのは寂しい、申し訳ない」と感じてしまうかもしれません。しかし、これまであなたが周りの人の助けになり、支えになったこともきっとあったはずです。我慢や遠慮をしないで家族や職場の人の協力を得ることも大切です。

③ 大きな決断は判断を急がない

仕事をしている方は、さまざまな理由から退職などを考えることもあるかもしれませんが、しかし、いつもより心身が弱っているときに、退職など生活の大きな変化について結論を出すのはできるだけ避けましょう。

まずは、心と身体の状態を落ち着かせることを優先させることが大切です。決断するのはそれからでも決して遅くはありません。

④ 生活やお金のことも相談する

がんを治療することは大切ですが、一方でこれからの生活やお金のこと、例えば、仕事や家事、育児、医療費、生活費などについて考えることも大切です。

さまざまな助成制度や支援制度、介護・福祉サービスがありますので、心配や不安があれば遠慮せず、担当医やがん相談支援センターに相談しましょう。

6) 家族ががんになったとき

大切な家族の1人ががんと診断されたとき、患者さんはもちろん、家族全体にさまざまな影響や問題が出てきます。家族は、患者さんを援助する立場と、患者さんと同じかそれ以上のストレスがかかる「第2の患者」という両方の側面があることを知っておきましょう。

患者さんと家族を支える3つのヒント



1 患者さんの気持ちや希望を理解しましょう

その時々で、患者さんの気持ちや希望は変化したり、行きつ戻りつを繰り返したりすることを理解し、寄り添うことに努めましょう。多くの患者さんは、極端に気をつかわれたり、無理に何かを言ってもらうことを望んでいるわけではありません。うまくできなくても家族がいてくれることそのものが支えになります。

また、不安や気持ちの落ち込みは患者さんだけでなく、家族にもおこることを知っておきましょう。



2 情報とうまく付き合いましょう

国立がん研究センター「がん情報サービス」や「がん相談支援センター」を活用し、信頼できる情報を集めましょう。患者さんだけでなく、家族も病気や治療の理解を深めることが、家族の不安を減らし、今後の見通しをたてることに役立ちます。



3 家族が自分自身も大切にしましょう

家族は、「本人はもっとつらいのだから」と自分の心身がつらくても我慢してしまうことが少なくありません。

家族自身が意識的に、自分の気持ちや身体をいたわり、生活を大切にすることが、患者さんの支えにつながります。

また、家族自身も周囲の力を借りましょう。自分のつらさや困りごとを医療者やがん相談支援センターに相談しましょう。

参考資料：国立がん研究センターがん情報サービス HP



—参考冊子—

家族ががんになったとき

【国立がん研究センターがん情報サービス】

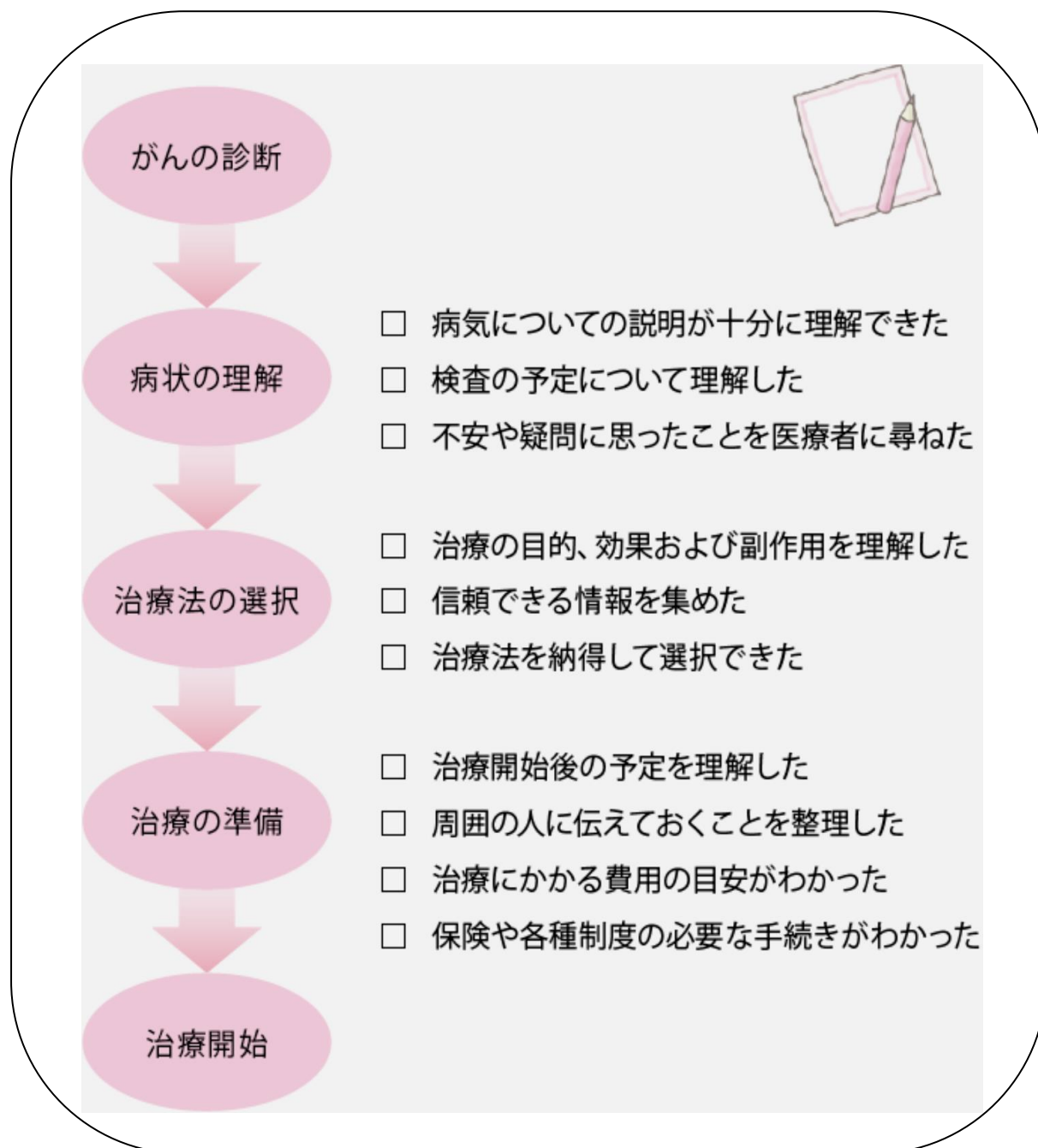
https://ganjoho.jp/public/qa_links/brochure/pdf/201.pdf



がんと診断されてから治療が始まるまでのチェックリスト

がんと診断されて治療が始まるまでは、とても不安な時期ですが、治療に備える大切な時期でもあります。

このチェックリストは、今後の見通しを確認するための参考にしてください。



参考資料：国立がん研究センターがん情報サービス HP

2 三重県のがん医療・相談窓口

1) 三重県のがん医療体制

① がん診療連携拠点病院（県内 5 機関）

がん診療連携拠点病院とは、全国どこでも「質の高いがん医療」を提供することを目指して、専門的ながん医療の提供、地域のがん診療の連携体制の整備、患者・住民への相談支援や情報提供などの役割を担う病院として、国が指定した病院です。

三重県には各都道府県のがん診療の中心的な役割を担う「都道府県がん診療連携拠点病院」が 1 か所、各地域のがん診療を中心的に担う「地域がん診療連携拠点病院」が整備されています。

② 三重県がん診療連携準拠点病院（県内 4 機関）

がん診療連携拠点病院に準ずる診療実績や診療体制を有し、手術、薬物療法およびこれらの効果的な組み合わせによる標準的・集学的治療や緩和ケアなどを提供する体制を整備している三重県指定の病院です。

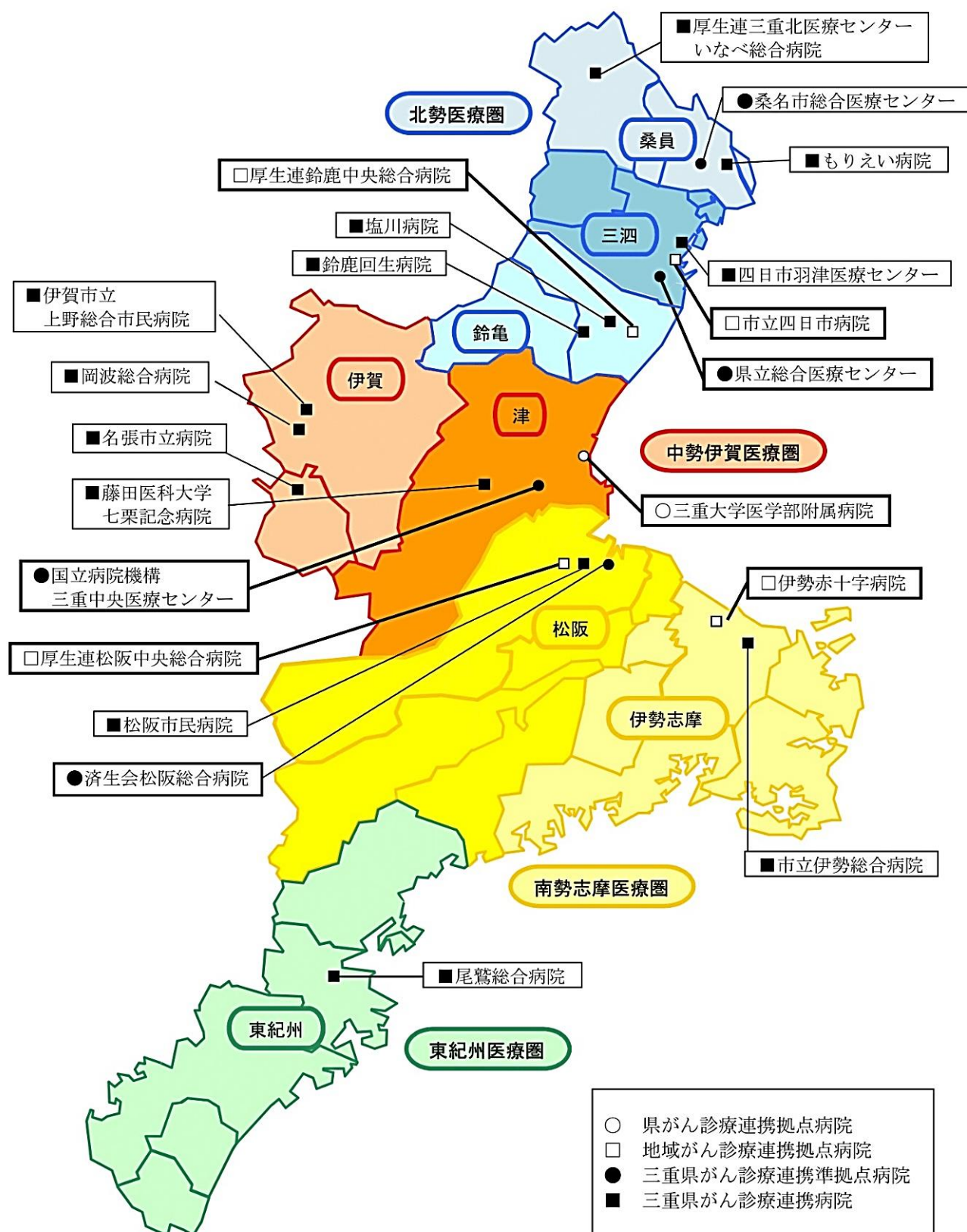
③ 三重県がん診療連携病院（県内 12 機関）

拠点病院や準拠点病院と連携しながら、高度または特異性のある医療や、拠点病院・準拠点病院だけでは対応しきれないがん医療を提供する三重県指定の病院です。

今日も新しい朝を迎えたね



2) 県内のがん診療連携にかかる病院 (R6. 4. 1 現在)



施設別がん登録件数検索システム

「施設別がん登録件数検索システム」は、がんと診断された人の数を把握するために、がん診療連携拠点病院等で整備が進められている「院内がん登録」のデータを利用して、がん種別に一定の診療経験のある施設が検索できるシステムです。

主に希少がんについての実績を探すのに有用ですが、希少がんだけでなく、罹患数の多いがん種の受診先やセカンドオピニオン先を選ぶ際にも、参考にすることができます。

このシステムについての詳細は、三重大学医学部附属病院 がん相談支援センター (059-231-5434) にお問合せ下さい。

役にも立たない話を...

きっとそれがかけがえのない日常



3) がん相談窓口

① がん相談支援センター

三重県では、がん患者さんやご家族が安心して療養生活を送れるように、不安や疑問についての相談を受けたり、がんに関する情報提供を行う窓口として三重県がん相談支援センター（地域統括相談支援センター）を設置しています。また、各がん診療連携拠点病院、三重県がん診療連携準拠点病院などの院内にも、がん相談支援センターが設置されています。窓口は、どなたでも無料で利用できます。

（１）地域統括相談支援センター

三重県がん相談支援センター 〒514-8567 津市桜橋 3 丁目 446-34 (三重県津庁舎保健所棟 1 階)	相談日：月曜～金曜、第1日曜(5月、1月のみ第3日曜) ※日曜相談翌日の月曜、土日祝日年末年始(12/29～1/3)はお休み 受付時間：9時～16時30分 TEL：059-223-1616 https://www.gansupport-mie.jp 
---	---

（２）医療機関におけるがん相談支援センター

< 県がん診療連携拠点病院 >

三重大学医学部附属病院 がん相談支援センター・リボンズハウス 〒514-8507 津市江戸橋 2 丁目 174	相談日：月曜～金曜(祝日除く) 相談時間：8時30分～17時 TEL：059-231-5434(直通) https://www.hosp.mie-u.ac.jp/ca-center/ 
---	--

< 地域がん診療連携拠点病院 >

市立四日市病院 地域連携・医療相談センター「サルビア」 〒510-8567 四日市市芝田 2 丁目 2-37	相談日：月曜～金曜(祝日・年末年始除く) 相談時間：8時30分～17時 ※予約優先 TEL：059-354-1111(代表) https://www.hospital.city.yokkaichi.mie.jp/index.html 
JA 三重厚生連 鈴鹿中央総合病院 患者支援センター（がん相談支援センター） 〒513-8630 鈴鹿市安塚町山之花 1275-53	相談日：月曜～金曜(祝日・年末年始除く) 相談時間：8時30分～16時30分 TEL：059-384-2226(直通) http://www.miekosei.or.jp/2_sch/index.html 
JA 三重厚生連 松阪中央総合病院 患者総合支援センター（がん相談支援センター） 〒515-8566 松阪市川井町字小望 102	相談日：月曜～金曜(祝日除く) 相談時間：8時30分～16時30分 (事前に連絡を) TEL：0598-21-5252(内線 2249) http://www.miekosei.or.jp/1_mch//b-sodan.html 

日本赤十字社 伊勢赤十字病院 がん相談支援センター(がんの相談窓口) 〒516-8512 伊勢市船江1丁目471番2	相談日：月曜～金曜(祝日・年末年始・5/1除く) 相談時間：9時～15時 TEL：0596-65-5151(直通) http://www.ise.jrc.or.jp/cancer/index.html	
---	--	---

<三重県がん診療連携拠点病院>

地方独立行政法人 桑名市総合医療センター がん相談支援センター (地域医療センター受付窓口) 〒511-0061 桑名市寿町三丁目11番地	相談日：月曜～金曜(祝日・年末年始除く) 相談時間：9時～16時30分 ※予約制 TEL：0594-22-1211(代表) https://www.kuwanacmc.or.jp/section/gansoudan/	
地方独立行政法人 三重県立総合医療センター がん相談支援センター(患者支援センター内) 〒510-8561 四日市市大字日永5450-132	相談日：月曜～金曜(祝日・年末年始除く) 相談時間：8時30分～17時15分 TEL：059-345-2321(代表) https://www.mie-gmc.jp/content/page.php?no=20190306163324	
国立病院機構 三重中央医療センター 患者支援センター(がん相談支援室) 〒514-1101 津市久居明神町2158-5	相談日：月曜～金曜(祝日除く) 相談時間：8時30分～17時 ※予約優先 TEL：059-259-1211(代表) https://miechuo.hosp.go.jp/sogo-gansodan.html	
社会福祉法人恩賜財団 済生会松阪総合病院 医療相談支援センター 〒515-8557 松阪市朝日町一区15-6	相談日：月曜～金曜(祝日・年末年始除く) 相談時間：8時30分～17時 ※予約優先 TEL：0598-51-2626(代表) http://www.matsusaka.saiseikai.or.jp/main/sodan/index.html	

<三重県がん診療連携病院>

JA 三重厚生連 三重北医療センター いなべ総合病院 医療相談室 〒511-0428 いなべ市北勢町阿下喜771	相談日：月曜～金曜(祝日・年末年始除く) 相談時間：8時30分～16時30分 ※予約優先 TEL：0594-72-2000(代表) http://www.miekosei.or.jp/4_ish/hospitalize/n-soudan	
医療法人普照会 もりえい病院 リライゾン(連携)センター(けい) (がん相談支援センター) 〒511-0038 桑名市内堀28-1	相談日：月曜～金曜(祝日・年末年始除く) 相談時間：8時30分～17時 TEL：0594-25-8088(直通) https://moriei.jp/	

独立行政法人地域医療機能推進機構 四日市羽津医療センター 地域医療連携室すずらん 〒510-0016 四日市市羽津山町 10-8	相談日：月曜～金曜（祝日・年末年始除く） 相談時間：8 時 30 分～17 時 15 分 TEL：059-331-6003（直通） https://yokkaichi.jcho.go.jp/ 
社会医療法人峰和会 鈴鹿回生病院 （がん相談窓口） 〒513-8505 鈴鹿市国府町 112 番地の 1	相談日：月曜～金曜（祝日除く） 相談時間：8 時 30 分～17 時 ※予約優先 TEL：059-375-1212（代表） http://www.kaiseihp.com/patient/hospitalization/consultation.html 
藤田医科大学七栗記念病院 地域連携部 〒514-1295 津市大鳥町424番地1	相談日：月曜～金曜、土曜 相談時間：9 時～16 時（月曜～金曜） 9 時～12 時（土曜） TEL:059-252-1555（代表） https://nanakuri.fujita-hu.ac.jp/ 
社会医療法人畿内会 岡波総合病院 患者サポートセンターがん相談窓口 〒518-0121 伊賀市上之庄 2711 番地 1	相談日：月曜～金曜（祝日・年末年始除く） 相談時間：9 時～16 時※予約優先 TEL：0595-21-3154（直通） https://www.okanami.com/ 
伊賀市立上野総合市民病院 地域医療連携室 〒518-0823 伊賀市四十九町 831	相談日：月曜～金曜（祝日・年末年始除く） 相談時間：8 時 30 分～17 時※予約制 TEL：0595-41-0061（直通） https://www.cgh-iga.jp/ 
名張市立病院 医療福祉相談室 〒518-0481 名張市百合が丘西 1-178	相談日：月曜～金曜（祝日・年末年始を除く） 相談時間：8 時 30 分～17 時 ※予約制 TEL:0595-61-1100（代表） https://nabari-city-hospital.jp/ 
松阪市民病院 がん相談窓口 〒515-8544 松阪市殿町 1550 番地	相談日：月曜～金曜（祝日・年末年始除く） 相談時間：9 時～16 時 TEL:0598-23-1515 https://www.city.matsusaka.mie.jp/site/hosannai/kanzyasoudan.html 
市立伊勢総合病院 患者支援センター 〒516-0014 伊勢市楠部町 3038	相談日：月曜～金曜（祝日・年末年始除く） 相談時間：8 時 30 分～17 時 ※予約制 TEL:0596-23-5111（代表） https://hospital.city.ise.mie.jp/ 
尾鷲総合病院 地域連携係 〒519-3693 尾鷲市上野町 5-25	相談日：月曜～金曜（祝日・年末年始除く） 相談時間：8 時 30 分～17 時 15 分 TEL：0597-22-3111（代表） http://owasehp.jp/b-byosin.html 

② 市町のがんに関する相談窓口

問合せ先	市町のがんに関する相談窓口	P58～59 参照
------	---------------	-----------

③ その他がん相談窓口

	内 容	窓 口
がん相談 ホットライン	がんの患者さんやご家族等 が、治療・副作用・仕事・お 金・暮らし・人間関係等につ いて相談できる窓口です。	日本対がん協会 TEL：03-3541-7830 毎日（年末年始除く） 10 時～13 時、15 時～18 時
希少がん ホットライン	希少がんまたは希少がんの 疑いがある患者さんやご家 族が相談できる窓口です。 希少がんに関する情報の提 供と適切な受診・診療行動へ の支援を行います。	国立がん研究センター中央病院 患者サポートセンター TEL：03-3543-5601 月～金（祝日、年末年始除く）、9 時～16 時
		名古屋大学医学部附属病院 希少がんセンター TEL：052-744-2667 月・水・金（祝日除く）、10 時～14 時
		大阪国際がんセンター 希少がんセンター TEL：06-6945-1177 月～金（祝日除く）、10 時～16 時
		九州大学病院 希少がんセンター TEL：092-642-6134 月～金（祝日除く）、12 時～16 時
		北海道大学病院 腫瘍センター TEL：011-706-8544 月・水・金（祝日除く）13 時～16 時
		東北大学病院 がん診療相談室（がん相談支援センター） TEL：022-717-8760 月～金（祝日・年末年始除く） 8 時 30 分～17 時
		岡山大学病院 希少がんセンター TEL：086-235-6756 月・木（祝日除く）9 時～12 時

※小児がん・AYA がんの相談窓口については、P29～31 をご覧ください。

4) 緩和ケア外来・緩和ケア病棟のある病院

がんになると、身体の痛みを感じたり、心に不安を抱えたりすることがあります。緩和ケアは、身体や心のつらさを和らげることを目的とし、がんと診断された時から受けることができます。患者さんご自身やご家族が、その人らしく生活できるように支えることを目指しています。

緩和ケアを専門とする医師、看護師を含めたチームにより緩和ケアの提供体制をもつ「緩和ケアチーム」は、がん診療連携拠点病院、三重県がん診療連携拠点病院などの医療機関に配置されています。

医療機関名	所在地	緩和ケア		問合せ先
		外来	病棟	
桑名市総合医療センター	桑名市	○	—	0594-22-1211 (代表) 地域医療センター
もりえい病院	桑名市	○	○	0594-25-8088 地域連携室
みたき総合病院	四日市市	○	○	059-330-6000 (代表) 地域連携室せせらぎ
四日市羽津医療センター	四日市市	○	—	059-331-2000 (代表)
市立四日市病院	四日市市	△	—	059-354-1111 (代表)
県立総合医療センター	四日市市	○	—	059-345-2321 (代表)
鈴鹿中央総合病院	鈴鹿市	○	○	059-382-1311
鈴鹿回生病院	鈴鹿市	○	—	059-375-1212 外来受付
鈴鹿医療科学大学附属桜の森病院	鈴鹿市	○	○	059-340-7411 医事課
三重大学医学部附属病院	津市	○	—	059-232-1111
三重中央医療センター	津市	○	—	059-259-1211
藤田医科大学七栗記念病院	津市	○	○	059-252-1555
伊賀市立上野総合市民病院	伊賀市	○	—	0595-41-0061 地域医療連携室
松阪中央総合病院	松阪市	△	—	0598-21-5252
済生会松阪総合病院	松阪市	○	休棟中	0598-51-2626
松阪市民病院	松阪市	—	○	0598-23-1515
松阪厚生病院	松阪市	○	○	0598-29-1311
伊勢赤十字病院	伊勢市	○	休棟中	0596-65-5115
市立伊勢総合病院	伊勢市	○	○	0596-23-5111 (代表) 患者支援センター

△：院内患者のみ対応可

5) 放射線治療が受けられる病院

がんの治療法として、放射線治療は手術や薬物療法とともに3大療法の一つとされています。種類や方法はさまざまなものがありますが、がんの種類や病状によって適応は異なります。

	外部照射					内部照射			備考
	一般的な高エネルギー 放射線治療	3D-CRT 三次元原体照射	IMRT 強度変調放射線治療	IGRT 画像誘導放射線治療	定位放射線治療 定位手術的照射 SRT SRS	小線源治療			
						密封		非密封	
						組織内照射	腔内照射		
桑名市総合医療センター	○	○							
市立四日市病院	○	○	○	○	○				
県立総合医療センター	○	○		○	○			○※	※ゾーフィゴを用いた治療（泌尿器科）
塩川病院					○※				※ガンマナイフによる治療
鈴鹿中央総合病院	○	○	○	○	○				トモセラピーによる治療
三重大学医学部附属病院	○	○	○	○	○	○	○	○	
三重中央医療センター	○	○		○					
松阪中央総合病院	○	○	○	○	○ 体幹部			○※	※塩化ラジウムを用いた治療
済生会松阪総合病院	○								※機器更新中
松阪市民病院	○	○		○					
市立伊勢総合病院	○	○	○	○	○				
伊勢赤十字病院	○	○	○	○	○			○※	※塩化ラジウム、ゾーフィゴ、ゼバリンを用いた治療
尾鷲総合病院	○	○		○					

6) リンパ浮腫治療が受けられる病院

リンパ浮腫は、がんの治療部位に近い腕や脚などの皮膚の下に、リンパ管に回収されなかったリンパ液が、溜まってむくんだ状態のことをいいます。リンパ節切除、放射線治療、一部の薬物療法などでリンパの流れが悪くなることが原因です。治療直後にリンパ浮腫が生じることもあれば、10年以上経過してから生じることもあります。

この症状は発症すると治りづらく、進行しやすいため、生活にも影響することがあります。リンパ浮腫は予防することや、早く見つけて治療を受けることが大切です。

病院名	外来の有無	他院からの受入れ	特色・対応方法など	外来日	費用
いなべ総合病院	無	不可	リンパ浮腫のある方は、理学療法士・作業療法士が対応。	-	-
市立四日市病院	有	不可	セルフドレナージの実技・指導、予防的指導	木曜 9時～12時 予約制	保険診療
県立総合医療センター	有	可	当院患者に対し、リンパ浮腫外来を実施。他院から紹介状を持参された方への対応も可。	第1.2.4、 木曜 完全予約制	保険診療
三重大学医学部 附属病院	有	可	リンパ浮腫外来 (専門のリンパ浮腫セラピストが対応) ※ただし、形成外科を受診しリンパ浮腫と診断された方が対象。 形成外科受診は、完全予約制、紹介状持参、保険診療。	月～金 完全予約制	自費 7,700円
岡波総合病院	無	可	紹介状持参し疾患別に外来受診する。 医師の指示のもとに、がん専門看護師が対応。 乳がん⇒外科 卵巣・子宮がん⇒婦人科 泌尿器がん⇒泌尿器科	水曜 9時～16時	保険診療
松阪中央総合病院	無	不可	院内患者のみ、主治医(主科)がリハビリテーション科にコンサルト。その上でセラピストが対応。	-	-
伊勢赤十字病院	有	不可	緩和ケア科外来内リンパ浮腫外来 外来では、医療者によるリンパドレナージは行っていない。 医師の診断とセルフケアの指導のみ。	火曜 午後	保険診療

7) がんゲノム医療

<ゲノムとは>

遺伝子をはじめとした遺伝情報の全体を意味します。

体をつくるための設計図のようなもので、一人一人違います。

<がんゲノム医療とは>

がんゲノム医療は、遺伝子情報に基づくがんの個別化治療の1つです。

がんゲノム医療とは、主にがんの組織を用いて、多数の遺伝子を同時に調べ(がん遺伝子パネル検査)、遺伝子変異(※1)を明らかにすることにより、一人一人の体質や病状に合わせて治療などを行う医療です。

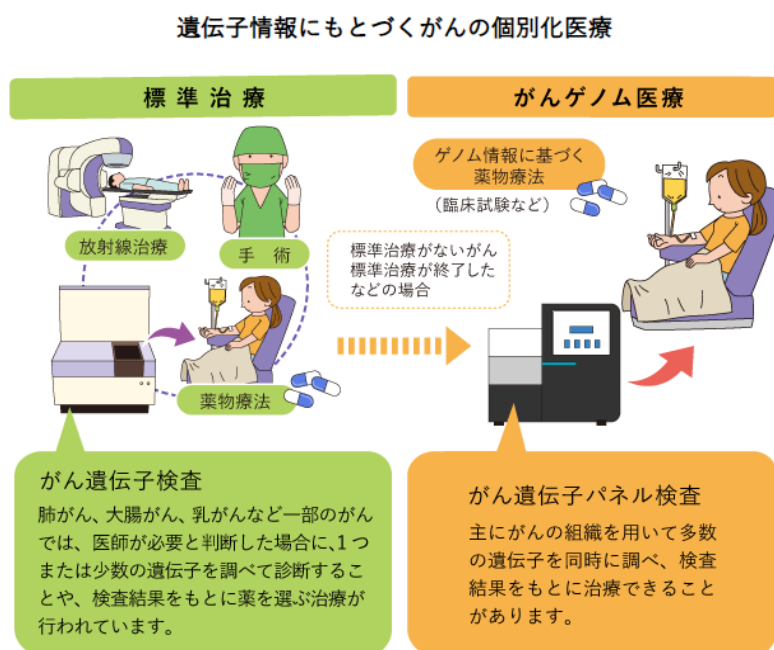
(※1) 遺伝子変異：細胞の中の遺伝子がなんらかの原因で後天的に変化することや、生まれもった遺伝子の違い

<保険適用のがんゲノム医療が行われる場合>

一部のがん治療では既に標準治療として、がんの組織を用いてひとつまたはいくつかの遺伝子を調べる「がん遺伝子検査」によって、薬の選択が行われています。

一方、「がんゲノム医療」として、多数の遺伝子を同時に調べる検査である「がん遺伝子パネル検査」は、その一部が保険診療として、標準治療がないまたは終了したなどの条件を満たす場合に行われています。(下図)

(がん情報サービスより)



<がんゲノム医療拠点病院>

病院名	問合せ先
三重大学医学部附属病院	がん相談支援センター TEL:059-231-5434

<がんゲノム医療連携病院>

病院名	問合せ先
伊勢赤十字病院	がん相談支援センター TEL:0596-65-5151

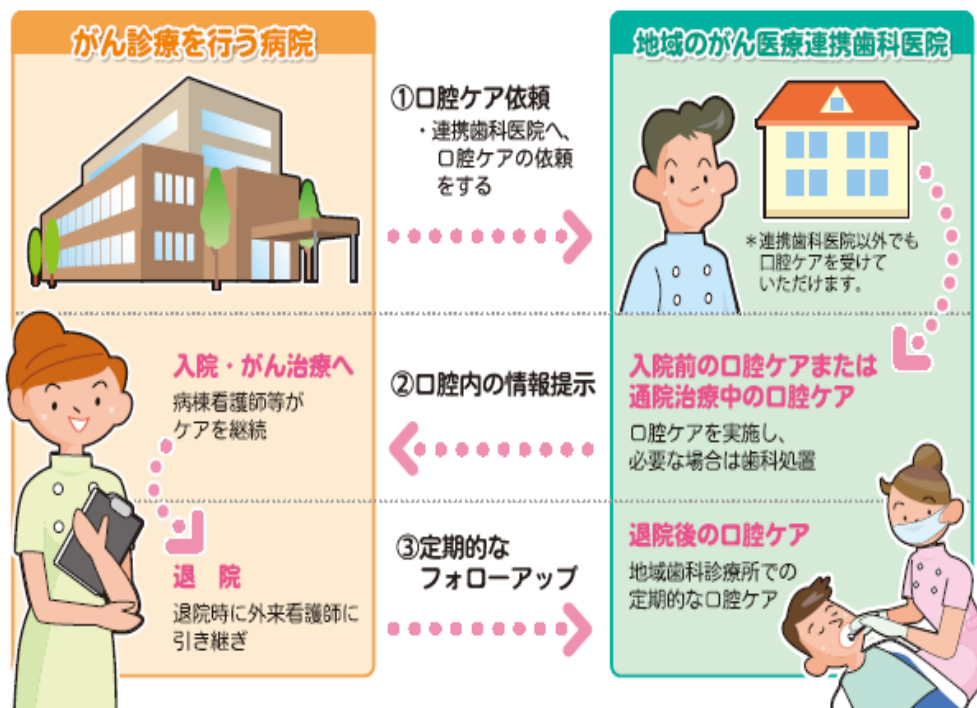
8) がん医療医科歯科連携

＜がん医療連携歯科医院とは＞

がん治療の講習を受け、がん治療を安全に行うための歯科治療や口腔ケアについての知識を習得した歯科医師がいる歯科医院のことです。

がん診療連携拠点病院・三重県がん診療連携準拠点病院・三重県がん診療連携病院では、がん治療中でも安心して歯科を受診できるよう、三重県歯科医師会との協働のもと、お近くのがん医療連携歯科医院を紹介しています。

医科歯科連携の流れ



問合せ先	三重県歯科医師会事務局 TEL：059-227-6488 三重県がん患者医科歯科連携登録歯科医院検索 http://www.dental-mie.or.jp/hatokutinokenkou/tourokusikaiin/index.html 
-------------	---

自分を救うには

他人を救うには
なりうる



3 小児・AYA 世代のがん

1) 小児がん

小児が罹る“がん”の総称です。小児がん(腫瘍)は、大人には比較的少ない、骨、筋肉や神経などのがん(肉腫)や白血病、悪性リンパ腫といった血液のがんが多く、なかには胎児の時期に一時的にできる細胞で、その後に神経や腎臓、肝臓、網膜に発達するはずのものが、異常な細胞に変化して増え、がん(腫瘍)になったと考えられるものもあります(神経芽腫、ウィルムス腫瘍[腎芽腫]、肝芽腫、網膜芽腫など)。

小児のがんは、大人のがんとは種類も性質も大きく異なります。家族で治療に取り組みながら、きょうだいや友達、教育、発達や成長、治療後の二次的な影響などについて、長期にわたって経過を見ていくことが必要です。

2) AYA 世代のがん

思春期・若年期に発生する“がん”のことです。「Adolescent and Young Adult」を略して「AYA」(アヤ)と呼びます。AYA 世代は一般的に 15 歳～39 歳を示し、年代によって発症しやすいがんの種類が異なることが知られています。日本のデータでは、15 歳～19 歳では小児にも発症しやすい白血病、生殖細胞から発生する胚細胞腫瘍・性腺腫瘍、リンパ腫、骨軟部腫瘍、脳腫瘍といったいわゆる希少がんが多い一方で、これらのがんは 20 代では徐々に減少し、30 代では特に女性の乳がんや子宮頸がん、大腸がん、胃がんなど成人に多いがんが増加します。

がんの種類に応じた治療とともに、進学、就職、結婚、出産、子育てなどさまざまなライフイベントを伴う世代であることから、そのニーズも多岐にわたります。また、にんよう妊孕性についての課題もあります。人生設計する上で年齢に応じた療養環境や人的サポートなどが必要です。

	現在治療中の 「治療中の悩み」	AYA 発症のがんサバイバーの 「現在の悩み」
1 位	今後の自分の将来のこと	今後の自分の将来のこと
2 位	仕事のこと	不妊治療や生殖機能に関する問題
3 位	経済的なこと	仕事のこと
4 位	診断・治療のこと	後遺症・合併症のこと
5 位	不妊治療や生殖機能に関する問題	体力維持、または運動に関すること

平成 29 年 12 月 1 日厚生労働省「第 1 回小児・AYA 世代のがん医療・支援のあり方に関する検討会」資料より

3) 小児がん拠点病院

小児がんの医療および支援を提供する地域(近隣都道府県を含む)の中心施設として、国が指定した病院です。地域における小児がん医療および支援の質の向上のけん引役を担っています。

三重県では、三重大学医学部附属病院が指定を受けています。

その他、東海北陸地区では、名古屋大学医学部附属病院、静岡県立こども病院、近畿地区では、京都大学医学部附属病院、京都府立医科大学附属病院、大阪市立総合医療センター、兵庫県立こども病院が指定されています。

〈三重大学医学部附属病院の取り組み〉

*病名告知

病名告知を成人だけでなく、「子どもの知る権利」として平成10年から導入しています。患児の自己決定権を尊重し、告知を通じた信頼関係の構築を基本姿勢としています。

告知の時だけでなく告知後も医師、看護師、チャイルド・ライフ・スペシャリスト、公認心理士など多職種がきめ細かく多方面から心理的なサポートをしています。

*長期フォローアップ

小児がんは完治した後何年もたってから、成長や発達の障害、身体や内臓の機能障害、不妊、二次がんなどさまざまな晩期合併症が発症する可能性があります。長期フォローアップ外来では、成人診療科と連携して二次がんや晩期合併症の早期発見、治療のために定期的な診察を長期にわたり行っています。

*就学・就労支援

長期入院による学業中断を回避するため院内学級が併設されており、必要に応じてベッドサイドでの個別授業が受けられます。さらに、令和4年度からは高等部が設置されました。

治療終了後は、病院、院内学級、復学先の学校が密に連携し、スムーズな復学をサポートしています。

また、就労している患者さんには仕事と治療が両立できるよう就労相談会の紹介やリハビリのサポートをしています。

*にんよう妊孕性温存

がんの治療を行うことにより、『妊孕性(妊娠する力)』が低下または失われる可能性があります。そのため、がん治療を行う前に、精子保存や卵子、卵巣保存などを行うことにより妊孕性を温存することができます。高度生殖医療センターを中心に妊孕性温存療法の提供やサポートを行っています。(詳しくはP26)

*家族支援

AYA 世代は、患者さんの親、兄弟姉妹、配偶者、子どもなどさまざまな家族背景があり、それぞれの家族が、患者さんと同じあるいはそれ以上に精神的な動揺や不安を抱えている場合があります。そのような家族に対して専門家がチームで心理的サポートを行います。

*緩和ケア

身体的・精神的苦痛、社会的不安などさまざまなものを対象に、スピリチュアルな要素も含めた全人的なケアを多職種チームで提供します。

- 参考 - 三重大学病院広報誌「MEWS」VOL31 2022 年 3 月

*その他

- ・ゲノム診療についてゲノム診療科と一緒に小児に向けた迅速かつ適正な提供体制を整えています。
- ・免疫細胞療法について、遺伝子改変 T 細胞輸注療法（CAR-T 療法）も輸血・細胞治療部と協働し、可能となっています。
- ・治療中の子どもの体力を維持し、治療後の生活復帰をスムーズにするために、リハビリテーション科と連携し、より総合的なケアの提供に取り組んでいます。

- 参考 - 三重大学病院「ONLINE MEWS」2023 年 5 月



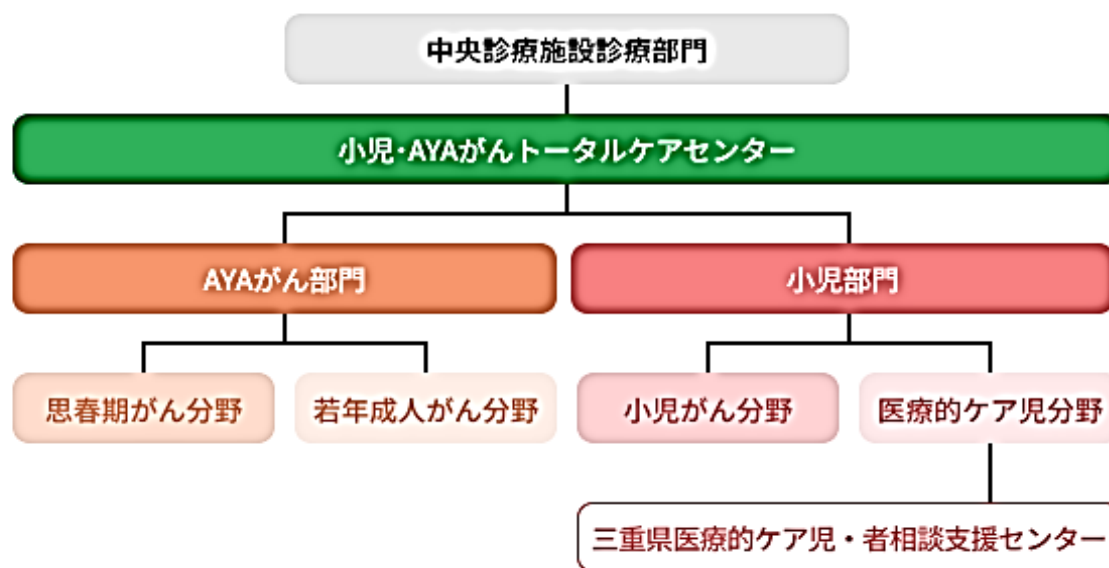
4) 三重大学医学部附属病院「小児・AYA がんトータルケアセンター」

医療的ケアを必要とする 15 歳未満の子どもや AYA 世代と呼ばれる 15 歳から 30 歳前後の思春期・若年成人のがん患者、小児がん経験者が安心して医療を受け社会生活が営めるように包括的な支援を行うとともに、地域医療機関及び行政、保健、福祉、教育機関などと密接な連携を図り、患者およびその家族、関係者が納得できる質の高い医療環境をつくることをめざしています。

治療前から治療後までさまざまな悩みや課題に寄り添い、長期にわたりトータルにサポートできるよう、医師、看護師、医療ソーシャルワーカー、チャイルド・ライフ・スペシャリスト、公認心理士などの専門職が対応しています。

また、小児・AYA がんトータルケアセンターは、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」（令和 3 年 9 月 18 日施行）により、医療的ケア児を切れ目なく支援するために 18 歳以上の成人も対象とした「三重県医療的ケア児・者相談支援センター」を併設しています。（令和 4 年 4 月 1 日県指定（委託））

小児・AYAがんトータルケアセンターサポート体制



三重大学医学部附属病院小児・AYA がんトータルケアセンターホームページより

相談・問合せ先	小児・AYA がんトータルケアセンター TEL : 059-231-5768 平日 9 時～16 時 https://child-aya.med.mie-u.ac.jp/	
---------	---	---

5) がん治療と妊孕性^{にんよう}温存治療

妊孕性とは、「妊娠する力」のことをいい、男女ともに関わることです。

がんの治療によっては、卵巣や精巣等に影響を与え妊孕性が弱まったり失われたりすることがあります。

そこで、将来自分の子どもをもつ可能性を残すために、がん治療の前に卵子、胚、卵巣、精子等を凍結保存する「妊孕性温存療法」を選択することができるようになってきました。自分の気持ちを主治医に伝え、「がんの治療によって妊孕性にどのような影響があるのか」や「がん治療後の見通し」を確認しましょう。

※妊孕性温存についての相談窓口や治療費の助成等

三重大学医学部附属病院 高度生殖医療センター	妊孕性温存療法(卵子・受精胚・精子・卵巣凍結)についての相談・診察(予約制) ○高度生殖医療センター TEL: 059-232-1111 (代表) (※三重県内で女性の妊孕性温存療法ができる唯一の機関です) ※詳細は「三重がん・生殖医療ネットワーク」のHPへ https://www.medic.mie-u.ac.jp/oncofertility/ 
日本がん・生殖医療学会	妊孕性温存についての情報 http://www.j-sfp.org/index.html 
がん医療と妊娠の相談窓口	国立がん研究センター中央病院 ○がん相談支援センター TEL: 03-3547-5293 平日 9時～16時 https://www.ncc.go.jp/jp/ncch/division/physician_referral_service/fertility/index.html 
三重県小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業 (三重県がん患者妊孕性温存治療費助成事業)	小児及び思春期・若年でがんと診断され、妊孕性温存治療を指定医療機関(県内では、三重大学医学部附属病院)で受けた治療費の一部と温存後に凍結保存した検体を用いた生殖補助医療の治療費の一部が助成されます。 (※指定医療機関以外での精子の凍結及び保存に係る治療については、当面の間、三重県の単独助成事業「三重県がん患者妊孕性温存治療費助成事業」が継続されます。) ※詳細は三重県子ども・福祉部 子どもの育ち支援課 母子保健班 TEL: 059-224-2248 月曜～金曜 8時30分～17時15分 (祝日、12月29日～1月3日を除く) https://www.pref.mie.lg.jp/KODOMOK/HP/m0330400068.htm 

6) 医療費・療養等に関する制度

① 若年がん患者に対する在宅療養支援事業（一部の市町で実施）

40 歳未満のがんの末期状態と診断された方が住み慣れた自宅で自分らしく日常生活を送ることができるよう支援するため、在宅支援サービス利用料や福祉用具の購入等に係る費用の一部を助成します。

[事業を実施している市町]

桑名市、いなべ市、木曽岬町、四日市市、川越町、亀山市、伊勢市、多気町、玉城町、大紀町。

[対象]

- ・事業を実施している市町に住所を有する 40 歳未満の方
- ・がんの末期状態と診断され、在宅生活の支援や介護が必要な方
- ・他の制度において同様の補助、助成などを受けることができない方

[助成対象となるサービス]

- 1、訪問介護
- 2、訪問入浴介護
- 3、福祉用具の貸与または購入

問合せ先	事業を実施している各市町	P 58～59	参照
------	--------------	---------	----

② ウィッグや乳房補正具等の購入費助成

がん治療を受けている方が、治療を受けている間も自分らしい生活が送れるように、治療による外見の変化をカバーするウィッグや乳房補正具などの購入費用の一部を助成します。

問合せ先	事業を実施している各市町それ以外は三重県	P 52	参照
------	----------------------	------	----

③ 小児がんの医療費助成（小児慢性特定疾病医療費助成制度）

がんを含む小児慢性特定疾病(厚生労働大臣が定めた疾病)の治療(保険診療分)にかかった費用について、自己負担分の一部が助成される制度です。各疾病により認定基準が定められています。対象は、18 歳未満の児童です。(ただし 18 歳の時点で既に本助成制度の対象となっており、引続き治療が必要であると認められる場合には 20 歳未満の者も対象。)

問合せ先	住居地の保健所	P 57	参照
------	---------	------	----

④ 特別児童扶養手当

特別児童扶養手当とは、20 歳未満で障がいをもつ児童を家庭で看護、養育している父母などに支給される手当です。小児がんや治療が原因の場合も、受給対象になることがあります。(所得制限があります)

⑤ 障害児福祉手当

障害児福祉手当とは、重度障がい児に対して、その障がいのため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として手当を支給することにより、福祉の向上を図ることを目的としています。重度の障がいを有するため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の者に支給されます。(所得制限があります)

⑥ 自立支援医療制度（育成医療）

育成医療とは、身体に障がいを有する児に対して、健全な育成を支援する目的でその障がいを除去・軽減するための医療を受ける際の医療費（自己負担額）を軽減するものです。18歳未満で手術などの治療により確実に効果が期待できるものに対して提供されます。(指定医療機関で行った治療のみ)

小児がんやその治療が原因の場合も対象になることがあります。

⑦ 重度心身障害児（者）医療費助成制度

健康保険等の各医療保険に加入している障がい者の方が病院等で受診された場合、支払った医療費の一部が助成される制度です。(所得制限があります)

市町により制度が異なります。

⑧ 一人親家庭等医療費助成制度

健康保険等の各医療保険に加入している一人親家庭等の方が病院等で受診された場合、支払った医療費の一部が助成される制度です。対象となる年齢や所得に制限があるなど、市町により制度内容が異なります。

問合せ先 ④～⑧	市町の福祉・医療等の担当窓口
-------------	----------------

⑨ がんの子どもを守る会療養援助事業

治療期間が長期にわたることや、保護者の付き添いによる二重生活やきょうだい児の保育などにより生じる経済的負担に対し、療養費の援助があります。

所得制限、援助対象事項があります。

問合せ先	公益財団法人 がんの子どもを守る会 相談専用電話 本部 TEL：03-5825-6312 大阪 TEL：06-6263-2666 平日 10 時～17 時(年末年始を除く) https://www.ccaj-found.or.jp/cancer_info/recuperation/
------	--



⑩ 認定 NPO 法人ゴールドリボン・ネットワークの支援活動

遠方での治療が必要となる小児がん患者・家族を支援する「GRN 小児がん交通費等補助金制度」(宿泊費を含む) や小児がんによって入院、治療を受ける子どもに付き添うひとり親世帯へ支援金を支給する「GRN ひとり親世帯支援制度」などがあります。所得制限、対象事項があります。

また、無料オンライン相談や就労支援等も行っています。

問合せ先	認定 NPO 法人ゴールドリボン・ネットワーク TEL : 03-5944-9922 平日 10 時～16 時 https://www.goldribbon.jp/	
------	---	---

7) 療養を支えるサービス・制度

サービス・制度など	内 容	窓 口
小児・AYA 世代のがん患者の療養生活についての相談	医療・心理・社会・学校・在宅生活・福祉の面から患者とその家族の相談および長期的サポート	三重大学医学部附属病院 小児・AYA がんトータルケアセンター TEL:059-231-5768 平日 9 時～16 時 https://child-aya.med.mie-u.ac.jp/  P25 参照
医療的ケア児・者相談支援センター	常時医療的ケアが必要な児、者の在宅医療や家族支援等についての相談窓口	
小児がんや療養生活の相談	小児がんに関するあらゆる相談に小児科医やソーシャルワーカーが対応	公益財団法人 がんの子どもを守る会 本部 : 03-5825-6312 大阪 : 06-6263-2666 平日 10 時～17 時(年末年始を除く) http://www.ccaj-found.or.jp/cancer_info/consult/ 
	小児がんについての無料オンライン相談「Medical Note 医療相談」	認定 NPO 法人ゴールドリボン・ネットワーク 「Medical Note 医療相談」での会員登録が必要 https://www.goldribbon.jp/archives/2445 
小児がん医療相談ホットライン	小児がん治療の理解をサポートし納得できる治療を受けるための支援 (経験豊かな看護師、内容によっては医師が対応)	国立成育医療研究センター TEL : 03-5494-8159 月曜～金曜 (祝祭日を除く) 10 時～16 時  https://www.ncchd.go.jp/hospital/about/section/cancer/hotline.html

AYA 世代がん・小児がん電話相談	専門家の意見を聞きたい患者さん・ご家族のための電話相談	国立がん研究センター 東病院 TEL : 04-7130-0191 平日 10 時～16 時  https://www.ncc.go.jp/jp/ncce/clinic/pediatric_oncology/070/20170831153441.html
きょうだいの育児サポートについて	入院付添中や介護中の親に代わって保育をサポートする人材の紹介	住居地のファミリーサポートセンター P69 参照 (事前の会員登録が必要)
患者・家族のための宿泊施設について	遠方より入院あるいは通院中の小児がんの患者とその家族のための宿泊施設の案内	・ 三重ファミリールーム  https://www.ccaj-found.or.jp/activities/general/stay_manage/mie_family/ ・ ハーモニーハウス  https://www.hosp.mie-u.ac.jp/hospital/guesthouse/ いずれも問合せ先は 三重大学医学部附属病院総合サポートセンター TEL : 059-232-1111 (内 5213) 平日 8 時 40 分～16 時 40 分
奨学金制度について	「アフラック小児がん経験者・がん遺児奨学制度」高等学校等の就学のための給付(所得制限あり)	公益財団法人 がんの子どもを守る会 TEL : 03-5825-6311  http://www.ccaj-found.or.jp/support-01/
	「はばたけ！ゴールドリボン奨学金」大学等への進学のための給付(所得制限あり)	認定NPO法人 ゴールドリボン・ネットワーク TEL : 03-5944-9922  https://www.goldribbon.jp/
小児慢性特定疾病に関わる相談	悪性新生物など小児慢性特定疾病に関する相談 担当相談員が対応	・ 三重県難病相談支援センター 小児慢性特定疾病担当 TEL : 059-223-5046 平日 9 時～16 時  http://www.mie-nanbyo.server-shared.com/index.html ・ 居住地の保健所 P57 参照
AYA がんサバイバー向け療養サイト	AYA 世代 (15～39 歳) でがんと診断された方に向けて、暮らしに役立つ情報や、がん経験者の体験談を提供	AYA 世代のがんとくらしサポート (国立がん研究センターがん対策研究所) https://plaza.umin.ac.jp/~aya-support/ 

AYA がんサバイバー 向け療養サイト	がんと共に生きる若 者を支える情報 (L I NE公式アカウント)	一般社団法人 AYA がんの医療と支援 のあり方研究会 (AYA 研) https://aya-ken.jp/support 
小児・AYA 世代がん経 験者の健康管理につ いての情報サイト	小児がん・AYA 世代が ん経験者の方が行っ ている健康管理の工 夫・方法の情報を提供	小児・AYA 世代がん経験者みんなの 健康管理サイト (公益財団法人 がんの子どもを守る会) http://kenkokanri.ccaj-found.or.jp/ 
小児がんのお子さん をもつ家族のための 療養生活支援サイト	療養中の過ごし方、ご 家族の生活上の工夫 や困りごとの体験談、 専門職からの情報提 供や Q&A などの療養 生活上の情報	Family-PON (ふぁみぽん) https://family-pon.net/ 
小児がん経験者、若 年性がん患者の患者 支援団体等	小児がん経験者が仲 間とつながるきっか けを作る全国小児が ん患者会ネットワー ク	小児がん経験者ネットワーク シェイクハンズ http://shakehands-ccsn.sakura.ne.jp/index.html 
	20～30 代で乳がんを 経験した若年性乳が ん体験者のための患 者支援団体	Pink Ring (ピンクリング) https://www.pinkring.info/ 
	39 歳までにがんにか かった若年性がん患 者による、若年性がん 患者のための団体	若年性がん患者団体 STAND UP!! http://standupdreams.com/ 



4 自宅で療養するには

在宅療養を続ける中で心配なことがある時は、下記の機関に相談しましょう。

1) 在宅療養(在宅療養全般)の相談窓口

問合せ先	市町のがんに関する相談窓口	P58～59 参照
------	---------------	-----------

2) 在宅療養支援診療所

患者さんの在宅療養を支える診療所です。患者さんやご家族からの連絡に 365 日 24 時間体制で応じ、必要な場合は訪問診療(往診)や訪問看護を行います。

3) 在宅歯科診療

通院が困難な方の自宅に歯科医師、歯科衛生士などが訪問し、歯科治療や口腔ケアを行います。

4) 訪問薬局

薬局に行くのが困難な方などに対して、薬剤師が訪問し薬の説明、服薬指導、副作用の確認など薬に関する相談、指導を行います。

問い合わせ先 2) ～ 4)	各診療所、歯科医院、薬局
----------------	--------------

5) 訪問看護

訪問看護ステーション等から看護師などが自宅を訪問し、健康管理や医療的ケア、病状や療養状況に応じた看護サービスを提供し、在宅での療養生活を支援します。利用するには、医師の指示が必要です。まずは、主治医に相談しましょう。(医療保険、介護保険のいずれかを利用します。)

6) 訪問リハビリテーション

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などが自宅を訪問し、実際の生活の場でそれぞれの分野において必要な訓練を提供し、日常生活の自立や社会参加の促進などを支援します。利用するには医師の指示が必要です。まずは主治医に相談しましょう。(医療保険、介護保険のいずれかを利用します。)

問い合わせ先 5) ～ 6)	・ かかりつけの医療機関 ・ 三重県訪問看護ステーション一覧 https://www.mie-nurse.or.jp/st-mie/station 
-------------------	--

7) 介護保険の手続き及び利用

介護保険の第2号被保険者(40歳から64歳)で、がんの積極的な治療がむずかしくなったがん患者さんが介護を必要としたときに、市町に申請して要介護認定を受けることにより介護サービスを利用できます。(自己負担があります)

在宅サービスには、訪問介護、訪問入浴、訪問看護、訪問リハビリテーションなどがあります。介護認定には時間がかかりますので、早めに申請することをおすすめします。

問合せ先等	市町の介護保険担当課 P64～65 参照 地域包括支援センター一覧 P66～67 参照 三重県介護サービス情報公表システム 一覧 https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/24/index.php?action_kouhyou_pref_topji_gyosyo_index=true 
--------------	--

8) 地域包括支援センター

地域で暮らす高齢者を、介護、福祉、健康、医療などさまざまな面から総合的に支えるために各市町には地域包括支援センターが設置されています。高齢者と家族のための総合相談窓口ですので、お困りのことがありましたら、気軽に相談してみましょう。

問合せ先	地域包括支援センター P66～67 参照
-------------	-----------------------------

9) 障がい福祉サービス

障がい福祉サービスには、介護給付、訓練等給付、地域生活支援事業、相談支援事業などがあります。(所得に応じた自己負担上限額やサービスによっては障害区分等利用条件があります。) 介護給付のなかの居宅介護(ホームヘルプ)は、居宅において、入浴、排せつ、食事などの介護や調理、洗濯、掃除などの家事並びに生活などに関する相談、助言などの援助を行います。

問合せ先	市町の障がい福祉担当窓口
-------------	---------------------



5 医療費・生活費

1) 医療費の負担を軽くする公的制度

① 高額療養費制度

ひと月(月の初めから終わりまで)に医療機関や薬局で支払った医療費の合計が、一定の上限額(自己負担限度額)を超えた場合、申請することにより、その超えた部分が各公的医療保険から払い戻される制度を高額療養費制度といいます。払い戻しには少なくとも3か月程度かかります。ご本人が負担する費用の上限額は年齢や所得に応じて定められています。また、条件によっては、同じ月の別の医療機関の受診や入院、同一世帯の家族の受診などについても世帯合算できる場合や、過去12か月以内に3回以上高額療養費の対象となった際に4回目以降は上限額が下がる場合(多数回該当)があります。ただし、入院時の食事負担や差額ベッド代などは含みません。※ここでの「世帯」とは、同一の医療保険に加入する家族をいいます。

詳細は、下記申請先へお問合せください。

申請先一覧(公的医療保険窓口)

保険の種類		対象者	問合せ先
健康保険	協会けんぽ (全国健康保険協会)	健康保険組合以外の従業員5人以上の事業所の従業員とその扶養家族	全国健康保険協会 三重支部 TEL : 059-225-3311
	組合管掌 健康保険	大企業やそのグループ企業の従業員とその扶養家族	各健康保険組合 担当窓口
国民健康保険		農業・自営業者など、職場の健康保険に加入していない方	市町の国民健康保険窓口
		国保組合を組織する業種で働く方	各国保組合窓口
共済組合		公務員や、私立学校教職員とその扶養家族	各共済組合担当窓口
船員保険		一定基準以上の船舶の船員とその扶養家族	全国健康保険協会
後期高齢者医療制度		75歳以上の方 (65歳以上で三重県後期高齢者医療広域連合組合に一定の障がいがあると認定された方)	市町の窓口

② 高額療養費限度額適用認定証

69歳以下の方は全員、70歳以上の方については、現役並みⅠ・Ⅱ(年収約370万円～約1,160万円)の方と住民税非課税の方が対象です。ひと月(月の初めから終わりまで)に支払う医療費の合計金額が自己負担限度額を超えそうな場合には、加入している各公的医療保険の窓口(70歳以上の方は市町窓口)で「**限度額適用認定証**」(住民税非課税世帯の方は「**限度額適用・標準負担額減額認定証**」)を申請し、交付された「認定証」を医療機関などの窓口に提示すると、窓口での支払いが自己負担限度額までとなります。

自己負担額限度額（上限額）の目安

【69歳以下の方】

適用区分		ひと月の上限額（世帯ごと）	4回目以降
ア	年収約 1,160 万円～ 健保：標報 83 万以上 国保：旧ただし書き所得 901 万円超	252,600 円 + (医療費 - 842,000 円) × 1%	140,100 円
イ	年収約 770 万～約 1,160 万円 健保：標報 53 万～79 万円 国保：旧ただし書き所得 600 万～ 901 万円	167,400 円 + (医療費 - 558,000 円) × 1%	93,000 円
ウ	年収約 370 万～約 770 万円 健保：標報 28 万～50 万円 国保：旧ただし書き所得 210 万～ 600 万円	80,100 円 + (医療費 - 267,000 円) × 1%	44,400 円
エ	～年収約 370 万円 健保：標報 26 万円以下 国保：旧ただし書き所得 210 万 円以下)	57,600 円	44,400 円
オ	住民税非課税者	35,400 円	24,600 円

【70歳以上の方】

適用区分		ひと月の上限額（世帯ごと）		4 回目以降
		外来（個人ごと）		
現 役 並 み	Ⅲ 年収約 1,160 万円～ 標報 83 万円以上/課税所得 690 万円以上	252,600 円 + (医療費－842,000 円) × 1%		140,100 円
	Ⅱ 年収約 770 万～約 1,160 万円 標報 53 万円以上/課税所得 380 万円以上	167,400 円 + (医療費－558,000 円) × 1%		93,000 円
	Ⅰ 年収約 370 万～約 770 万円 標報 28 万円以上/課税所得 145 万円以上	80,100 円 + (医療費－267,000 円) × 1%		44,400 円
一 般	年収 156～約 370 万円 標報 26 万円以下/課税所得 145 万円未満等	18,000 円 (年 14 万 4 千円)	57,600 円	44,400 円
Ⅱ 住民税非課税世帯		8,000 円	24,600 円	
Ⅰ 住民税非課税世帯 (年金収入 80 万円以下など)			15,000 円	

③ 高額介護サービス費制度

高額介護サービス費は、1 か月あたりの公的介護保険の自己負担額が高額になる場合、所得に応じた限度額の超過分を払い戻してもらえる制度です。介護保険により、基本的に介護サービスを利用する際に支払う自己負担額は1割で済みます。ただし、一定額の所得がある場合は2割、さらに現役並みの所得を持つ人は3割負担です。

高額介護サービス費制度では、所得によって負担限度額が次の4区分、6段階に分けられています。

区分	対象者	自己負担限度額 (月額)
第4段階	課税所得 690 万円（年収約 1,160 万円）以上	140,100 円（世帯）
	課税所得 380 万円（年収約 770 万円）～課税所得 690 万円（年収約 1,160 万円）未満	93,000 円（世帯）
	市町村民課税～課税所得 380 万円（年収約 770 万円）未満	44,400 円（世帯）
第3段階	全員が市町村民税非課税の世帯（第1段階・第2段階に該当しない方）	24,600 円（世帯）
第2段階	全員が市町村民税非課税の世帯、かつ前年の公的年金等収入金額＋その他の合計所得金額の合計が 80 万円以下の方等	24,600 円（世帯） 15,000 円（個人）
第1段階	生活保護を受給している方等	15,000 円（世帯）

高額介護サービス費の対象となる部分は、公的介護保険の1～3割負担の部分です。そのため、介護に関連すれば、なんでも払い戻しの対象になるわけではありません。対象外の費用とは、具体的に次のものが挙げられます。

- ・ショートステイでの滞在費や施設生活での居住費・食費
- ・理美容費など日常生活に関する実費
- ・特定福祉用具の購入費や住宅リフォームの負担
- ・生活援助型の配食サービスの負担 など

もともと、介護保険でも対象外の費用は高額介護サービス費でも該当しないので注意してください。

問合せ先	市町の障がい福祉担当窓口や介護保険課など P64～65 参照
------	--------------------------------

④ 高額医療費・高額介護保険合算療養費制度

1年間(8月1日から翌年7月31日)に「医療保険」と「介護保険」の両方にかかった自己負担額の合計が基準額を超えた場合に、その超えた金額を支給する制度です。世帯内の同一の医療保険の加入者が対象です。基準額は、その世帯の所得や年齢構成によって定められます。

問合せ先	加入する公的医療保険の窓口 P34 参照
------	----------------------

⑤ 高額療養費貸付制度

窓口で医療費(保険適用分)の自己負担を支払うのが困難な方に対し、無利息の高額療養費貸付制度が利用できる場合があります。制度の利用ができるかどうか、貸付金の水準がどのくらいかはお問合せください。

問合せ先	加入する公的医療保険の窓口 P34 参照
------	----------------------

⑥ 所得税の医療費控除

その年の1月1日から12月31日までの間に自己又は自己と生計を一にする配偶者やその他の親族のために医療費を支払った場合において、その支払った医療費が一定額を超えると、その医療費の額を基に計算される金額の所得控除を受けることができる制度です。

問合せ先	住居地管轄の税務署 P62 参照
------	------------------

「国税庁 医療費を支払ったとき」

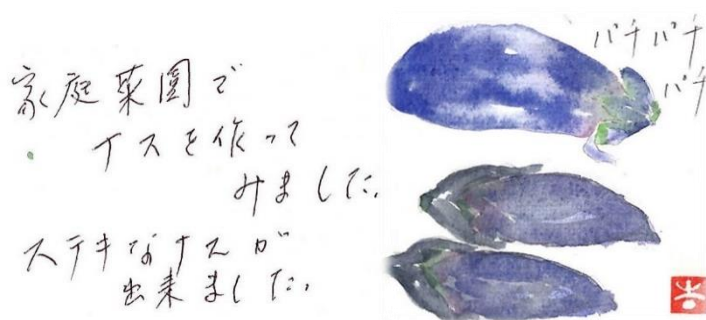
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1120.htm>



⑦ 一人親家庭等医療費助成制度

健康保険等の各医療保険に加入している一人親家庭等の方が病院等で受診された場合、支払った医療費の一部が助成される一人親家庭等医療費助成制度があります。対象となる年齢や所得に制限があるなど、市町により制度内容が異なりますので、詳しくは市町にお問合せください。

問合せ先	市町の福祉医療担当窓口
------	-------------



⑧ 無料低額診療事業

生計困難者が経済的な理由によって必要な医療を受ける機会を制限されないよう、無料または低額な料金で診療を行う事業です。実施医療機関は以下の通りです。

津生協病院	医療福祉相談室・患者サポート室 TEL：059-225-2848(代表)
済生会松阪総合病院	地域包括・診療支援センター医療相談室 TEL：0598-51-2626(代表)
済生会明和病院	地域医療連携センター TEL：0596-52-1788(直通)

2) 石綿(アスベスト)による健康被害の補償・救済制度

石綿を原因とした肺がんや中皮腫などを発病した場合、補償や救済制度の対象となります。

① 労災保険（労働者災害補償保険）

労災保険の給付を受けるためには、仕事が原因でその病気を発病したと労働基準監督署長から認定を受ける必要があります。

業務でアスベストを扱っていた人の申請窓口（労働災害に関する補償、健康診断、健康管理手帳などの相談窓口）

問合せ先	・ 労災保険相談ダイヤル 0570-006031 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/soudanmadogutitou/hourei_seido/06.html ・ 地域の労働基準監督署 https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/mie/	 
------	--	--

② 石綿健康被害救済制度

労災保険などの対象とならない方に対し、医療費などの救済給付を支給する制度です。

問合せ先	・ 独立行政法人環境再生保全機構 石綿救済相談ダイヤル 0120-389-931 https://www.erca.go.jp/asbestos/	
------	--	---

③ 石綿（アスベスト）に関する健康相談窓口

問合せ先	居住地の保健所 P57 参照
------	----------------

3) 自立支援医療（更生医療）

更生医療は身体障害手帳を持っている 18 歳以上の方が、その障害を軽減したり、悪化を防ぐための治療を行う場合に世帯所得に応じて医療費を助成する制度です。人工関節置換術の費用等、肢体障害だけでなく、肝臓機能障害による肝臓移植術(抗免疫療法を含む)や小腸機能障害による中心静脈栄養法などの内部障害も含まれます。

問合せ先	市町の福祉医療担当窓口
------	-------------

4) 三重県肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業

B 型・C 型肝炎ウイルスを原因とする肝がんの多くは長期間にわたる療養により経済的な負担が大きくなります。そのため、治療の研究を促進するとともに、患者の経済的負担を軽減する目的で、肝がんの入院又は通院治療に係る医療費を助成する制度です。

助成の対象には所得制限や認定基準などいくつか条件があります。詳しくは県のホームページでご確認いただくか、医療機関又は居住地の保健所にご相談ください。

<https://www.pref.mie.lg.jp/KENKOT/HP/m0068900150.htm>



厚生労働省「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekaku-kansenshou/kanen/kangan/index.html



5) 生活費などの助成

① 生活保護制度

生活に困窮する方に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的としています。

問合せ先	住居地の福祉事務所 P60 参照 または地域の民生委員
------	-----------------------------

② 生活困窮者自立支援制度

失業や借金など生活上の困りごとを抱えている方に対して、専門の支援員が相談を受け、相談者の個々の状態に合った支援プランを作成し、さまざまな制度・サービスの調整や、就労の支援を行うことで、相談者の問題の解決や自立に向けた支援を行います。

問合せ先	生活困窮者の相談窓口 P68 参照
------	-------------------

③ 傷病手当金

会社員や公務員などが、病気やけがのために会社を休み、事業主(会社)から給与が受けられない方に支給される制度です。病気やケガの療養のため仕事を休んだ日から連続して3日間(待期)の後、4日目以降の仕事に就けなかった日、1日につき標準報酬日額の3分の2相当額が、最長1年6か月支給されます。

問合せ先	勤務先で加入する公的医療保険の窓口 P34 参照
------	--------------------------

④ 雇用保険による基本手当(失業手当)

失業された方が、安定した生活を送りつつ、1日も早く再就職できるよう求職活動を支援するための制度です。離職の日以前2年間に、雇用保険の被保険者期間が通算して12か月以上あることが条件です。給付資格、給付日数は、加入期間や退職理由、退職年齢によって変わります。

問合せ先	住居地管轄のハローワーク P63 参照
------	---------------------

⑤ 生活福祉金貸付事業

比較的所得が少ない世帯(低所得世帯)、高齢者世帯、障がい者世帯に対して、経済的自立や生活意欲を促進し、安定した生活を送ることを目的にした貸付制度です。市町の社会福祉協議会が窓口となり、三重県社会福祉協議会が貸付を行います。

問合せ先	市町の社会福祉協議会 P61 参照
------	-------------------

6) 障がいのある方への制度

① 身体障害者手帳

身体に障がいが残った方の日常生活の不自由を補うために、さまざまな助成・支援を受けることができます。視覚障がい、聴覚または平衡機能障がい、音声言語またはそしゃく機能障がい、肢体不自由、心臓・腎臓・呼吸器・膀胱または直腸・小腸・免疫・肝臓の機能障がいの方に対して、その障がいの程度に応じて発行されます。人工肛門や人工膀胱の造設ケアを受けている方や、咽頭部を摘出した方などが対象になります。

問合せ先	市町の障がい福祉担当窓口
------	--------------

② 心身障害者医療費助成

身体障害者手帳1、2級及び3級の方、療育手帳A1(最重度)A2(重度)の方、身体障害者手帳4級の方で、療育手帳B1(中度)を合わせ持つ方等には、医療費一部負担金が助成されます。市町によっては、等級など対象範囲を拡大している場合があります。

問合せ先	市町の障がい福祉担当窓口
------	--------------

③ 障害年金

病気などで重度の障害が残った一定の要件を満たした 65 歳未満の方に、年金を通常の支給年齢前から支給する制度です。人工肛門の造設や咽頭部を摘出した方のほか、日常生活や仕事に著しい制限を受ける状態となった方が受給できることがあります。

	障害基礎年金 (国民年金) 1 級・2 級	障害厚生年金 (厚生年金) 1 級・2 級・3 級	障害共済年金 (共済年金) 1 級・2 級・3 級
問合せ先	市町の国民年金 担当窓口 年金事務所 P62 参照	年金事務所 P62 参照	職場の 共済組合事務局

④ 重度障がい者(児)の療養生活支援について→日常生活用具の給付(貸与)

在宅の重度障がい者(児)の方々が、より快適に日常生活を送れるように、障がいの程度に応じて用具が給付(貸与)される制度です(自己負担あり)。

問合せ先	市町の障がい福祉担当窓口
------	--------------



6 がんと仕事

1) 治療を受けながら仕事を続けるために

がんと診断され治療計画の説明を受けると、仕事と治療の両立に不安を感じ、退職を考えるかもしれません。しかし、がんの早期発見や治療の進歩により、仕事をしながら治療を受ける方が増えてきています。

平成 28 年に「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」が厚生労働省より公表され、がんなどの病気になっても事業場において適切な配慮がなされるようになり、治療をしながら働き続けることができる取組が進められてきています。

退職をすぐに決めるのではなく、主治医や職場関係者、産業保健担当者と相談しながら治療と仕事を両立できる方法を考えましょう。

病気のこと、体力のこと、職場での仕事内容、上司や同僚との関係、収入のこと、治療費のこと、一人で抱え込まずに相談できる人や窓口を探してみましょう。

① 主治医に相談する

就労できるか、仕事の内容、勤務時間、勤務日数など具体的に質問をしてみましょう。また、今後の治療スケジュールや入院の必要性、考えられる副作用や日常生活上の注意などについても聞いておきましょう。

② 自分の心や身体の声を聞く

仕事は、「生計を立てるため」だけではなく、「生きがい」「やりがい」という面もあります。頑張り過ぎてしまわないように、仕事内容や働く時間など心や身体の状態に合わせることも大切です。

③ 職場の理解を得るために

まずご自分の会社の就業規則を確認してみましょう。休職制度などの職場の制度、その場合の給料がどうなるのかなどを調べることも重要です。

職場では、信頼できる上司や人事担当者、または産業医と呼ばれる医師や、保健師に相談しましょう。

－参考冊子－

「がんと仕事の Q&A」第 3 版

「治療と就労に関するネット調査」に寄せられた体験者の声をもとに、厚生労働省研究班と専門家が作成した Q&A 集です。

「がん情報サービス」のホームページからダウンロードできます。

https://ganjoho.jp/public/qa_links/brochure/pdf/cancer-work.pdf



2) 治療と仕事の両立支援の相談先

① 三重県による就労相談

雇用問題や社会保険などの専門家である社会保険労務士が治療と仕事を両立するための相談をお受けします。また、ご相談の内容に応じて、適切な相談機関などを紹介します。

なお、就職先の紹介はできませんのでご了承ください。

社会保険労務士による相談	申込先
毎月第3火曜日 午後 三重県庁舎 (津市桜橋3丁目 446-34) 予約制・無料	三重県がん相談支援センター TEL : 059-223-1616 受付時間 : 9時～16時30分 月曜～金曜、第1日曜(5月、1月は第3日曜) ※日曜相談翌日の月曜、土日祝日年末年始(12/29～1/3)はお休み

② 行政機関等における就労相談

施設名称	相談できる内容	場所・連絡先	相談日・時間
三重労働局 健康安全課 雇用環境・均等室	三重県地域両立支援チームの総合窓口として、他の相談先の案内のほか関係資料など参考となる情報を提供します。 病気を理由に解雇された、治療と仕事の両立で会社とトラブルになった等職場でのトラブルについてのご相談に応じています。	〒514-8524 津市島崎町 327-2 津第二地方合同庁舎 4階 TEL 059-226-2107 TEL 059-226-2110	無料 月曜～金曜 (祝日等を除く) 8:30～17:15
三重労働局 ハローワーク 津 ハローワーク 松阪 ハローワーク 四日市	就職支援ナビゲーターが長期にわたるがん等の治療が必要な求職者を対象に能力や適正、病状、治療状況などを考慮して、仕事探しをサポートします。	〒514-8521 津市島崎町 327-1 長期療養者相談窓口 TEL 059-228-9161 〒515-8509 松阪市高町 493-6 松阪合同庁舎 1階 長期療養者相談窓口 TEL 0598-51-0860 〒510-0093 四日市市本町 3-95 長期療養者職業相談窓口 TEL 059-353-5566 (部門コード 42#)	無料 月曜～金曜 (祝日等を除く) 8:30～17:15

三重県社会保険 労務士会	治療に関する社会保険制度などの 治療と仕事の両立支援の他、 労働全般のご相談に応じます。	TEL 059-228-6064	無料 毎週水曜日 (祝日及び一部の日を除く) 13:00～16:00
三重産業保健総 合支援センター	がん等の疾病により治療を続け ながら仕事を続けたいと希望し ている方のお悩みや不安に対す る相談に応じます。また、申出 により両立支援に向けて、専門 の両立支援促進員が事業者との 間の調整支援を行います。 県内医療機関への出張相談も行 っています。	津市桜橋2丁目191番の4 三重県医師会館5階 TEL 059-213-0711	無料 面談：予約制 電話相談：平日 8:30～ 17:15
		三重大学医学部附属病院 TEL 059-232-1111(代表)	無料 毎月第4木曜 13:00～15:00
		市立四日市病院 TEL: 059-354-1111(代表) 鈴鹿中央総合病院 TEL: 059-384-2226 松阪中央総合病院 TEL: 0598-21-5252(代表) 伊勢赤十字病院 TEL: 0596-28-2171(代表)	無料 随時開設 (相談者の希望により日程 調整)
三重県医療ソー シャルワーカー 協会	保健医療機関等において病気に ともなって起こってくる生活上 の問題や社会復帰が円滑にでき るように心理的・社会的問題の 解決に向けて支援します。	〒512-1111 四日市市山田町 5538-1 (事務局) 小山田記念温泉 病院 TEL 059-328-1260	無料 医療ソーシャルワーカーが所属する病院等は 協会のホームページに 掲載されています。 http://mie-msw.com/belong
日本労働組合総 連合会 三重県連合会 (連合三重)	治療と仕事の両立支援の他、病 気を理由に解雇された等職場で のトラブルについてのご相談に 応じています。	フリーダイヤル TEL 0120-154-052	無料 月曜～金曜(祝日等を除く) 10:00～17:00

③ 医療機関における就労相談

申込先	相談日時
市立四日市病院 地域連携・医療相談センター 「サルビア」 TEL: 059-354-1111(代表) 平日 8:30～17:00	・ハローワーク四日市による出張就職相談 第2月曜日 13時～15時(祝日の場合は第3月曜日) (予約制) ・産業保健総合支援センター による両立支援相談 (予約制、随時開催)
鈴鹿中央総合病院 患者支援センター (がん相談支援センター) TEL: 059-384-2226 平日 8:30～16:30	・社会保険労務士による年金・社会保険相談会 毎月第3水曜 9時～16時(予約制) ・ハローワーク津による出張就職相談 毎月第3水曜 13時～15時(予約制) ・産業保健総合支援センターによる両立支援相談 (予約制、随時開催)

三重大学医学部附属病院 がん相談支援センター TEL：059-231-5434 平日 8：30～17：00 リボンスハウス TEL：059-232-1111（代表） 平日 9：00～16：00	・がん相談支援センター相談員による相談（予約制） ・ハローワーク津就職支援ナビゲーターによる就労相談会 第2木曜・第4木曜 13時～16時（予約制） ・社会保険労務士による相談会 第2水曜 13時～16時（予約制） ・産業保健総合支援センターによる両立支援相談 第4木曜 13時～15時（予約制）
松阪中央総合病院 患者総合支援センター （がん相談支援センター） TEL：0598-21-5252 （内線 2249） 平日 8：30～16：30	・社会保険労務士による年金、社会保険相談会 毎月第3火曜 9時～16時（予約制） ・ハローワーク松阪就職支援ナビゲーターによる出張就職相談会 毎月第3木曜 13時～16時（予約制） ・産業保健総合支援センターによる両立支援相談（予約制、随時開催）
松阪市民病院 がん相談窓口 TEL：0598-23-1515 平日 9：00～16：00	当院に通院または入院中の患者のみで就労両立支援をおこなっています。（予約制）
伊勢赤十字病院 がん相談支援センター TEL：0596-65-5151（直通） 平日 9：00～15：00	・ハローワーク就職支援ナビゲーター出張相談 第4木曜 13時～16時（予約制） ・産業保健総合支援センターによる両立支援相談（予約制、随時開催）

④ 三重県労働相談室

TEL	059-213-8290 または 059-224-3110
住所	津市栄町1丁目891 三重県勤労者福祉会館 1階
メール	info@mie-kinfukukyo.or.jp
相談方法	電話・面談・メール
相談時間（電話・面談）	月・水・金曜 9時～17時、水・木曜 9時～19時
弁護士相談	毎月 第2金曜 13時～16時 2日前までに予約が必要。事前に相談内容を伺います。
オンライン相談	月曜～金曜 9時～16時 希望する日時を2営業日前までに info@mie-kinfukukyo.or.jp へ送信

労働に関する困りごとに専門の相談員が対応します。（無料）

-三重県ホームページ「三重県労働相談室」より引用

⑤ 日本対がん協会

社会保険労務士による「がんと就労」電話相談

職場への伝え方や、利用できる制度、傷病手当金や障害年金など経済的なサポートが自分に適用されるかなどの相談。（予約制、無料）

予約専用フォーム

https://www.jcancer.jp/consultation_and_support/work_support



⑥ 一般社団法人 CSR プロジェクト

がん治療には、経済的な不安や雇用継続への不安がついてまわります。職場に産業医がいても相談し難い、友人や同僚、家族にも相談できず、一人で悩みを抱え込んでいる方、ご家族の方。第三者の意見を聞くことができます。

就労セカンドオピニオン ～電話で相談・ほっとコール～

経験豊かな社会保険労務士、産業カウンセラー、キャリアコンサルタント、ソーシャルワーカーなどが対応。

一般社団法人 CSR プロジェクトの HP よりお申し込みください。

<http://workingsurvivors.org/secondopinion.html> （予約制、無料）



3) 治療と仕事の両立支援に関する情報

① 国立がん研究センターがん対策情報センター「がん情報サービス」

「はたらく世代の方へ」

https://ganjoho.jp/public/life_stage/work/index.html



② 厚生労働省ホームページ

「治療と仕事の両立支援ナビ」

<https://chiryoutoshigoto.mhlw.go.jp/>



③ 三重労働局ホームページ

「病気になっても働きたい！治療を続けながら働くことができる」職場づくりを支援します。

https://jsite.mhlw.go.jp/mie-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/chiryoutoshigoto.html

病気を治すのは

医療と運と気力です！



7 患者会とサロン

同じ病気や障がいを持ったがん患者さんや家族などが集まり、悩みや不安の共有、情報交換、勉強会、親睦を深めるなど交流を図ることにより良い療養生活を目指します。

1) がん患者会

	患 者 会 名	対 象	連 絡 先
桑名市	I' rie life (アイリーライフ)	乳がん患者	ブログより連絡 https://irieirieirie.wixsite.com/irielife
四日市市	すずらの会	乳がん患者	TEL : 059-373-7783 TEL : 090-7020-4330
四日市市	くすの木班	直腸がん患者 (ストーマ造設問わず)	社会福祉協議会事務局 TEL : 059-354-8295 FAX : 059-354-8306
四日市市	(公社) 日本オストミー協会 三重県支部	人工肛門・人工膀胱造設者および家族	TEL : 059-346-2589 (支部長) TEL : 059-226-5201 (事務局長)
鈴鹿市	日向の会	慢性骨髄性白血病(CML)患者	TEL : 090-1236-7345
津市	(財) がんの子供を守る会 三重ファミリールーム運営委員会	小児がん	三重大学医学部附属病院 医療福祉支援センター TEL : 059-232-1111 内線 5213(堀 医師)
津市	ひだまり	三重大学医学部附属病院小児科病棟で闘病経験をした親	TEL : 090-6365-5196(森田)
津市	三重喉友会	喉頭摘出術を受け発声機能のない方	TEL : 059-261-5257
津市	イエローハート	婦人科がん患者	TEL : 090-1722-1236
松阪市	三重肺がん患者の会	肺がん患者および家族	TEL : 090-3381-4418
松阪市	コスモス会 (済生会松阪総合病院内)	乳がん患者	TEL : 090-7952-1067(大井)
御浜町	和みの会	がん患者と家族	TEL : 05979-2-1333(代表) (紀南病院内 田中 由美子)

2) がんサロン（交流会）

① 地域・日曜サロン

「がん患者と家族のおしゃべりサロン」

主催：三重県がん相談支援センター

開催日・場所：令和6年度については下記の通り（次頁のチラシも参照）

時間：13時30分～15時00分

参加費：無料

申込み：事前に電話でお申込みください

三重県がん相談支援センター TEL:059-223-1616

サロン名	場 所 （住 所）	開催日
桑名	柿安シティホール 3 階 (桑名市中央町三丁目 20 番地)	5、7、9、12、3 月 第 3 水曜
四日市	四日市市総合会館 7 階 (四日市市諏訪町 2 番 2 号)	偶数月第 2 水曜 ※ 6 月は第 1 水曜
鈴鹿	鈴鹿市保健センター 2 階 (鈴鹿市西条五丁目 118-3)	5、8、10、11、2 月 第 4 金曜
津	三重県津庁舎 (津市桜橋三丁目 446-34)	毎月第 2 木曜
松阪	三重県松阪庁舎 3 階 (松阪市高町 138)	奇数月第 3 金曜
伊勢	伊勢市小俣保健センター 1 階 (伊勢市小俣町元町 536)	毎月第 3 木曜 ※ 8、3 月除く
伊賀	ハイトピア伊賀 5 階 (伊賀市上野丸之内 500)	毎月第 1 木曜 ※ 5、1 月除く
東紀州	三重県尾鷲庁舎 5 階 (尾鷲市坂場西町 1 番 1 号)	6 月 28 日、12 月 23 日
	紀北町東長島公民館 (北牟婁郡紀北町東長島 915-2)	9 月 27 日、3 月 25 日
日曜サロン	オンライン (ZOOM) (津市桜橋三丁目 446-34)	偶数月第 1 日曜 ※ オンラインのみ

※すべてのサロンは、感染症や悪天候等により、中止になることがあります。

必ず、事前にお問合せください。

2024年度



がん患者と家族の

おしゃべりサロン



がん患者さんや家族が集まり、交流や情報交換をする場です。
同じ病気の人の話を聞いたり、不安や悩みを聞いてもらったりしながら
少しところを軽くして、療養生活のヒントや工夫を見つけませんか！



(時 間) 13:30~15:00
(申込み) 電話

(対象) 県内在住のがん患者さん・家族
(参加費) 無料

桑名

場 所

柿安シティホール
(桑名市中央町3丁目20)

日 程

5/15 7/17 9/18
12/18 3/19

四日市 (偶数月第2水曜)

★6月は第1水曜

場 所

四日市市総合会館7階
(四日市市諏訪町2-2)

日 程

4/10 ★6/5 8/14
10/9 12/11 2/12

鈴鹿

場 所

鈴鹿市保健センター2階
(鈴鹿市西条5丁目118-3)

日 程

5/24 8/23 10/25
11/22 2/28

津 (毎月第2木曜)

場 所

三重県津庁舎
(津市桜橋3丁目446-34)

日 程

4/11 5/9 6/13 7/11
8/8 9/12 10/10 11/14
12/12 1/9 2/13 3/13

松阪 (奇数月第3金曜)

場 所

三重県松阪庁舎3階
(松阪市高町138)

日 程

5/17 7/19 9/20
11/15 1/17 3/21

伊勢 (毎月第3木曜)

※8月・3月除く

場 所

伊勢市小俣保健センター
(伊勢市小俣町元町536)

日 程

4/18 5/16 6/20 7/18
9/19 10/17 11/21
12/19 1/16 2/20

伊賀 (毎月第1木曜)

※5月・1月除く

場 所

ハイトピア伊賀5階
(伊賀市上野丸之内500番)

日 程

4/4 6/6 7/4 8/1 9/5
10/3 11/7 12/5 2/6 3/6

東紀州

場 所

三重県尾鷲庁舎5階
(尾鷲市坂場西町1番1号)

東長島公民館
(紀北町東長島915-2)

日 程

6/28 12/23
9/27 3/25

日曜サロン (偶数月第1日曜)

オンライン

日 程

4/7 6/2 8/4 10/6 12/1 2/2

《申込先》三重県がん相談支援センター

TEL 059-223-1616

FAX 059-202-5911

(Email soudan1616@gansupport-mie.jp)

受付日時 月曜～金曜、第1日曜(5月、1月のみ第3日曜)
9:00~16:30

※日曜相談翌日の月曜はお休み

※感染症や悪天候等で中止になる場合があります。

当センターは、(公財)三重県健康管理事業センター(日本対がん協会三重県支部)が三重県から委託を受け運営しています。

② 各医療機関の院内サロン

(※休止中の再開時期についてはホームページや電話でご確認ください)

2024.7月現在

医療機関名	名 称	開催日時	費用・予約・対象	問合せ先・TEL
市立四日市病院	がんサロン	奇数月の第3木曜 15時～16時（3月を除く）	無料・予約不要 院内外問わず	地域連携・医療相談センター「サルビア」 059-354-1111（代表）
県立総合医療センター	患者サロン	今年度中に1回開催予定	無料・予約制 院内外問わず	患者支援センター 059-345-2321（代表）
鈴鹿中央総合病院	患者サロン	休止中	無料 初回はできるだけご連絡ください。 院内外問わず	患者支援センター 059-384-2226
鈴鹿回生病院	さくらんぼの会	休止中	無料・予約不要 院内外問わず	医療相談室 059-375-1212
三重大学医学部附属病院	リボンズハウス	リボンズハウスへお問い合わせください	無料・予約制 院内外問わず	リボンズハウス 059-232-1111（代表）
三重中央医療センター	患者サロン 「クローバー」	1回/2ヶ月 定期開催	無料・予約不要 院内外問わず	がん相談支援室 059-259-1211
伊賀市立上野総合市民病院	リボンズハウス 伊賀	不定期開催	無料・予約制 院内のみ	地域医療連携室 0595-41-0061（直通）
名張市立病院	サン Sun・サロン	奇数月の第4水曜日	無料・予約不要 院内外問わず	医事経営室 0595-61-1100（代表）
松阪中央総合病院	がん患者サロン ひまわり	毎月第3水曜 14時～15時	無料・予約制 院内外問わず	患者総合支援センター （がん相談支援センター） 0598-21-5252 （内線 2249）
松阪市民病院	がんサロン	毎月第3水曜日 15時～16時30分 （時間が変更になる場合があるのでお問い合わせください）	無料・予約不要 院内外問わず	がん相談窓口 0598-23-1515
済生会松阪総合病院	がんサロン なでしこ	5/31, 8/30, 11/29 13時～14時	無料・予約制 院内外問わず	医療相談支援センター 0598-51-2626
伊勢赤十字病院	がん患者とご家族のための学習会・交流会	毎月第2火曜 14時～15時	無料・予約制 院内外問わず	がん相談支援センター 0596-65-5151

3) グリーフケアサロン

がんによって大切な人をなくされた方々が、さまざまな思いを語り合い分かち合う場です。

がん死別体験をわかちあう会 『おあしす』

開催日：毎月 第4木曜

時間：13時30分～15時30分

場所：三重県津庁舎

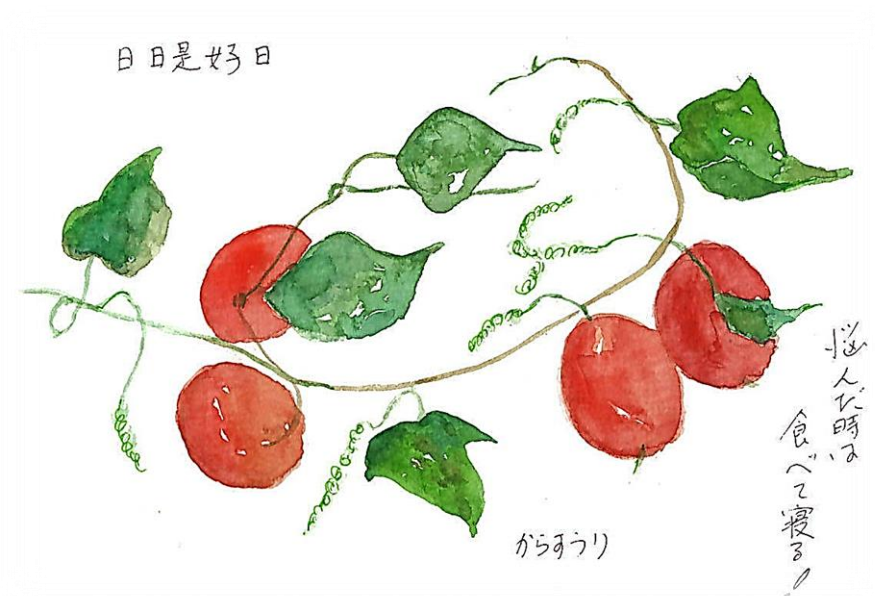
対象者：がんで大切な人を亡くされた方

参加費：無料

申込み：事前にお電話でお申込みください

三重県がん相談支援センター TEL:059-223-1616

※感染症や悪天候等により中止になる場合があります。必ず事前にお問合せください。



8 療養に役立つサービス

療養生活を送るために、役立つ制度や窓口について紹介します。

制度・サービスなど	内容	窓口
ウィッグ等の購入費の助成	がんの治療を受けている方が、治療を受けている間も自分らしい生活が送れるように、治療による外見の変化をカバーするウィッグや乳房補正具などの購入費用の助成。 助成は三重県および一部の市町が行っています。 (1) 右記の市町にお住まいの方は、市町が申請先となり、助成内容については、市町ごとに異なりますので、各市町のホームページでご確認ください。 (令和6年4月以降に購入したものが対象) (2) それ以外の市町にお住まいの方は県が申請先となります。 申請方法など詳細については下記の三重県のホームページからご確認ください。 (市町のホームページのご案内もあります) https://www.pref.mie.lg.jp/CHIIRYO/HP/m0070700188.htm 	【三重県】 三重県医療保健部 医療政策課 医療計画班 TEL : 059-224-3374
		【一部の市町】 桑名市 保健福祉部 保健医療課 TEL 0594-24-1182
		いなべ市 健康こども部 健康推進課 TEL 0594-86-7824
		亀山市 健康福祉部 健康政策課 TEL 0595-84-3316
		伊賀市 健康福祉部 健康推進課 TEL 0595-22-9653
		木曽岬町 子ども・健康課 TEL 0567-68-6119
		川越町 健康推進課 TEL 059-365-1399
		玉城町 保健福祉課 TEL 0596-58-7373
		大紀町 健康福祉課 TEL 0598-86-2216
		御浜町 健康福祉課 TEL 05979-3-0511

傷病手当金について	病気やケガで仕事を休んだことにより収入が減ったり、支給されなかった場合の所得保障 (P40 参照)	全国健康保険協会、各組合健康保険、共済組合などの医療保険の担当窓口 (P34 参照)
雇用保険による基本手当について (失業手当)	雇用保険加入者対象の失業中の生活支援手当 (P40 参照)	住居地管轄のハローワーク (P63 参照)
介護保険について	市町に申請して要介護認定を受けることにより、介護サービスが利用できる (P33 参照)	市町・広域連合介護保険・高齢者福祉担当課 (P64～65 参照)
高齢者と家族の総合相談について	介護に関する悩み、健康や福祉、医療、生活に関する相談、介護保険の利用など高齢者と家族の総合相談窓口 (P33 参照)	地域包括支援センター (P66～67 参照)
育児のサポートについて (※有償ボランティア)	保育施設の保育開始前や終了後、学校の放課後や学童保育終了後、保護者の病気や急用の場合、買い物など外出の際に子どもを預かってくれる会員、保育施設までの送迎を行ってくれる会員の紹介	住居地のファミリーサポートセンター (P69 参照) ※事前登録制、入会手続きやサービスの詳細に関することは各センターへお問合せください。
生活困窮者自立支援	失業や借金など生活上の困りごとを抱えている方に対して、専門の支援員が相談を受け、相談者の個々の状態に合った支援プランを作成し、様々な制度・サービスの調整や、就労の支援を行うことで、相談者の問題の解決や自立に向けた支援を行います。	お住まいの地域の相談窓口にご相談ください。(市部・多気町にお住まいの方は、各市、多気町の相談窓口へ、多気町以外の各町にお住まいの方は、県にお問合せください。) (P68 参照)
障がいについて	障がいについての相談や認定の申請など。	・市町の福祉課 ・三重県障害者相談支援センター TEL : 059-236-0400
薬について	薬について、わからないこと、知りたいことについて。	(社)三重県薬剤師会薬事情報センター(くすりの相談テレホン) TEL : 059-228-1113
奨学金制度について	「アフラック小児がん経験者・がん遺児奨学制度」経済的な理由により高等学校等への就学が困難な小児がん経験者やがん遺児を対象に給付(所得制限あり)	公益財団法人 がんの子どもを守る会 TEL:03-5825-6311  http://www.ccaj-found.or.jp/support-01/

奨学金制度について	はばたけ！ゴールドリボン奨学金」経済的な理由により大学進学が困難な小児がん経験者を対象に返済不要の給付型支援(所得制限あり)	認定NPO法人 ゴールドリボン・ネットワーク TEL: 03-5944-9922 https://www.goldribbon.jp/ 
多言語相談 (生活相談)	県内に在住する外国人などを対象に、在留手続、雇用、医療、福祉、出産・子育て・教育などの生活に係る相談を対面又は電話にてワンストップで受け付け、適切な情報提供を行うとともに、必要に応じて関係機関への取次ぎを多言語で行う相談窓口を設置。 ※11言語(日本語、英語、フィリピン語、ポルトガル語、スペイン語、中国語、韓国語、ベトナム語、ネパール語、インドネシア語、タイ語)	みえ外国人相談サポートセンター (みえこ MieCo) 津市羽所町 700 番地 アスト津 3 階 相談電話: 080-3300-8077 月～金曜 9時～16時(受付) (土日祝日、年末年始は休み) http://mief.or.jp/wp/sp/mieco/ 



9 療養に役立つ情報サイト

- ・ 国立研究開発法人 国立がん研究センター がん情報サービス
がんの病態・治療・医療機関など
<http://ganjoho.jp/> 
- ・ 認定NPO法人 キャンサーネットジャパン
科学的根拠に基づいた情報提供
<http://www.cancernet.jp/> 
- ・ がんねっと三重
三重県がん情報提供サイト
<https://www.hosp.mie-u.ac.jp/mie-cancer-net/> 
- ・ 国立研究開発法人 国立がん研究センターがん対策情報センター
小児がん情報サービス
<http://ganjoho.jp/child/index.html> 
- ・ 公益財団法人 神戸医療産業都市推進機構医療イノベーション推進センター
がん情報サイト
<http://cancerinfo.tri-kobe.org/> 
- ・ 一般財団法人 日本癌治療学会
がん診療ガイドライン
<http://www.jsco-cpg.jp/> 
- ・ 独立行政法人 医薬品医療機器総合機構
薬や医療機器に関する情報や相談
<http://www.pmda.go.jp/pnavi-01.html> 
- ・ 国立研究開発法人 国立健康・栄養研究所
健康食品の安全性・有効性情報
<http://www.nibiohn.go.jp/eiken/> 
- ・ 厚生労働省
「統合医療」に係る情報発信サイト
<https://www.ejim.ncgg.go.jp/public/index.html> 
- ・ 厚生労働省 介護事業所・生活関連情報検索
介護サービス事業所の情報検索
<http://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/24/index.php> 

- ・ **NPO 法人 がんと暮らしを考える会 がん制度ドック**
 がんのお金に関する制度を検索
<http://www.ganseido.com/>
- ・ **公益財団法人 がんの子どもを守る会**
 小児がんの子どもや家族の支援と情報
<http://www.ccaj-found.or.jp/>
- ・ **認定 NPO 法人 ゴールデンリボン・ネットワーク**
 小児がんの子どもや経験者、家族や医療者への支援と情報
<https://www.goldribbon.jp/>
- ・ **NPO 法人 Hope Tree ホープツリー**
 がんになった親を持つ子どもへのサポート情報サイト
<http://www.hope-tree.jp/>
- ・ **一般社団法人がんサーペARENTS**
 こどもをもつがん患者でつながろう
<https://cancer-parents.com/>
- ・ **HoT LiVes ほっとらいぶ**
 (HTLV-1 情報ポータルサイト)
<https://htlv1.jp/>
- ・ **大規模災害に対する備え**
 がん治療・在宅医療・緩和ケアを受けている患者さんとご家族へ
 ー普段からできることと災害時の対応ー
 試作(プロトタイプ)版 [2014 年]
https://ganjoho.jp/public/support/disaster/disaster_care_manual.html
- ・ **患者必携 がんになったら手にとるガイド**
 がんの情報をとりまとめた冊子
https://ganjoho.jp/public/qa_links/book/public/hikkei02.html
- ・ **家族ががんになったとき**
 「あなたが今できること」を考えるヒント
<https://ganjoho.jp/public/support/family/fam/index.html>



10 県・市町の窓口、問合せ先など

1) 県庁・保健所

① 県庁：がんについての窓口

担当部署	〒	住 所	電話番号
三重県 医療保健部 医療政策課 医療計画班	514-8570	津市広明町 13 番地	059-224-3374

② 保健所

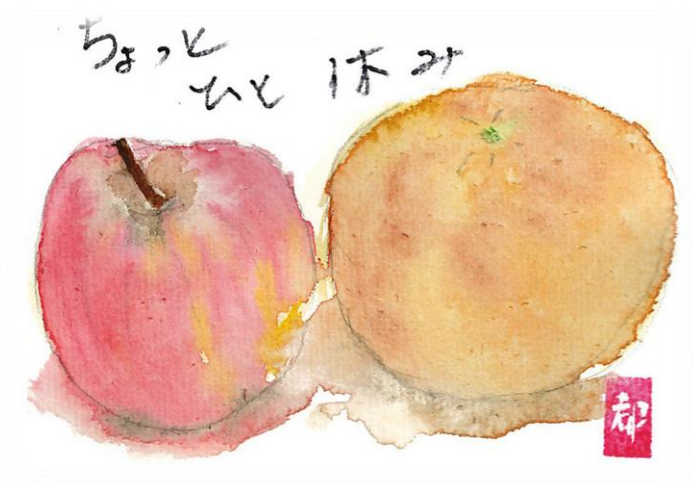
保健所名	〒	住 所	電話（代表）
桑名保健所	511-8567	桑名市中央町 5-71	0594-24-3621
四日市市保健所	510-0085	四日市市諏訪町 2-2	059-352-0585
鈴鹿保健所	513-0809	鈴鹿市西条 5-117	059-382-8671
津保健所	514-8567	津市桜橋 3-446-34	059-223-5290
松阪保健所	515-0011	松阪市高町 138	0598-50-0527
伊勢保健所	516-8566	伊勢市勢田町 628-2	0596-27-5135
伊賀保健所	518-8533	伊賀市四十九町 2802	0595-24-8070
尾鷲保健所	519-3695	尾鷲市坂場西町 1-1	0597-23-3446
熊野保健所	519-4324	熊野市井戸町 383	0597-85-2158



2) 市町のがんに関する相談窓口

市 町		〒	住 所	電話番号
桑名市役所 保健福祉部 保健医療課 健康長寿増進係		511-8601	桑名市中央町2丁目37番地	0594-24-1182
いなべ市役所 健康こども部 健康推進課		511-0428	三重県いなべ市北勢町阿下喜31番地	0594-86-7824
木曽岬町役場 子ども・健康課 木曽岬町保健センター		498-8503	桑名郡木曽岬町大字西対海地251番地	0567-68-6119
東員町役場 健康長寿課		511-0295	員弁郡東員町大字山田1600番地	0594-86-2823
四日市市役所 健康福祉部	健康づくり課	510-8601	四日市市諏訪町1番5号	059-354-8282
	保健企画課	510-0085	四日市市諏訪町2番2号	059-354-8281
菰野町役場 健康福祉課 健康づくり係		510-1292	三重郡菰野町大字潤田1250番地	059-391-1126
朝日町役場 子育て健康課		510-8522	三重郡朝日町大字小向893番地	059-377-5652
川越町役場 健康推進課		510-8123	三重郡川越町大字豊田一色314	059-365-1399
鈴鹿市健康福祉部 地域医療推進課 成人保健グループ 鈴鹿市保健センター		513-0809	鈴鹿市西条五丁目118番地の3	059-327-5030
亀山市健康福祉部健康政策課 健康づくりグループ 亀山市総合保健福祉センター		519-0164	亀山市羽若町545番地	0595-84-3316
津市健康福祉部健康づくり課		514-8611	津市西丸の内23番1号 津リージョンプラザ内	059-229-3310
松阪市 健康福祉部 健康づくり課保健予防係		515-0078	松阪市春日町一丁目19番地	0598-31-1212
多気町役場 健康福祉課		519-2181	多気郡多気町相可1600番地	0598-38-1114
明和町役場 住民ほけん課 健康づくり係		515-0332	多気郡明和町大字馬之上945番地	0596-52-7116
大台町役場 健康ほけん課		519-2404	多気郡大台町佐原750	0598-82-3785
伊勢市 健康福祉部健康課 中央保健センター		516-0072	伊勢市宮後1丁目1番35号MiraISE 伊勢市健康福祉ステーション5階	0596-27-2435
鳥羽市役所 健康福祉課 健康係		517-0022	鳥羽市大明東町2番5号	0599-25-1146

市 町	〒	住 所	電話番号
志摩市 健康福祉部 健康推進課 健康増進係	517-0501	志摩市阿児町鶴方 3098 番地 1	0599-44-1100
玉城町役場保健福祉課 地域共生室	519-0433	度会郡玉城町勝田 4876-1 保健福祉会 館内	0596-58-7373
度会町役場 保健こども課	516-2195	度会郡度会町棚橋 1215-1	0596-62-1112
大紀町役場 健康福祉課	519-2703	度会郡大紀町滝原 1610-1	0598-86-2216
南伊勢町役場 子育て・福祉課 健康増進係	516-0194	度会郡南伊勢町五ヶ所浦 3057	0599-66-1114
伊賀市役所 健康福祉部 健康推進課	518-0873	伊賀市上野丸之内 500 ハイトピア 4 階	0595-22-9653
名張市役所福祉子ども部 健康・子育て支援室	518-0492	名張市鴻之台 1 番町 1 番地	0595-63-6970
尾鷲市 福祉保健課 健康づくり係	519-3618	尾鷲市栄町 5-5 福祉保健センター2 階	0597-23-3871
紀北町役場 福祉保健課	519-3292	北牟婁郡紀北町東長島 769-1	0597-46-3122
熊野市健康・長寿課 保健予防第2係 熊野市保健福祉センター	519-4324	熊野市井戸町 1150 番地	0597-89-3113
御浜町役場 健康福祉課 健康づくり係	519-5292	南牟婁郡御浜町大字阿田和 6120 番地 1	05979-3-0511
紀宝町役場 みらい健康課	519-5701	南牟婁郡紀宝町鶴殿 324 番地	0735-33-0355



3) 福祉事務所

① 県福祉事務所

地 域	〒	住 所	電話番号
北勢福祉事務所	510-8511	四日市市新正4-21-5	059-352-0586
多気度会福祉事務所	516-8566	伊勢市勢田町628-2	0596-27-5139
紀北福祉事務所	519-3695	尾鷲市坂場西町1-1	0597-23-3431
紀南福祉事務所	519-4324	熊野市井戸町383	0597-85-2150

② 市福祉事務所(福祉事務所を設置している町を含む)

市 町	〒	住 所	電話番号
桑名市社会福祉事務所	511-8601	桑名市中央町2丁目37	0594-24-1169
いなべ市福祉事務所	511-0498	いなべ市北勢町阿下喜31	0594-86-7816
四日市市社会福祉事務所	510-8601	四日市市諏訪町1-5	059-354-8165
鈴鹿市社会福祉事務所	513-8701	鈴鹿市神戸1丁目18-18	059-382-7640
亀山市福祉事務所	519-0164	亀山市羽若町545 総合保健福祉センター「あいあい」内	0595-84-3311
津市社会福祉事務所	514-8611	津市西丸之内23-1	059-229-3151
松阪市福祉事務所	515-8515	松阪市殿町1340-1	0598-53-4051
多気町福祉事務所	519-2181	多気郡多気町相可1600	0598-38-1114
伊勢市厚生福祉事務所	516-8601	伊勢市岩渕1丁目7-29	0596-21-5556
鳥羽市社会福祉事務所	517-0022	鳥羽市大明東町2-5	0599-25-1181
志摩市福祉事務所	517-0592	志摩市阿児町鶴方3098-22	0599-44-0280
伊賀市社会福祉事務所	518-8501	伊賀市四十九町3184	0595-22-9651
名張市社会福祉事務所	518-0492	名張市鴻之台1番町1	0595-63-7582
尾鷲市社会福祉事務所	519-3696	尾鷲市中央町10-43	0597-23-8203
熊野市福祉事務所	519-4392	熊野市井戸町796	0597-89-4111(代)

4) 市町の社会福祉協議会

社会福祉協議会名	郵便番号	住 所	電話番号
桑名市社会福祉協議会	511-0062	桑名市常盤町51 桑名市総合福祉会館内	0594-22-8311
いなべ市社会福祉協議会	511-0428	いなべ市北勢町阿下喜2624-2 オレンジ工房あげき内	0594-41-2942
木曽岬町社会福祉協議会	498-0814	桑名郡木曽岬町大字三崎666 木曽岬町立ふれあいの里内	0567-68-2760
東員町社会福祉協議会	511-0251	員弁郡東員町大字山田2013 東員町ふれあいセンター内	0594-76-1560
四日市市社会福祉協議会	510-0085	四日市市諏訪町2-2 四日市総合会館内	059-354-8265
菰野町社会福祉協議会	510-1253	三重郡菰野町大字潤田1281 菰野町保健福祉センターけやき内	059-394-1294
朝日町社会福祉協議会	510-8102	三重郡朝日町大字小向891-5	059-377-2941
川越町社会福祉協議会	510-8123	三重郡川越町大字豊田一色314 川越町いきいきセンター内	059-365-0024
鈴鹿市社会福祉協議会	513-0801	鈴鹿市神戸地子町383-1 鈴鹿市社会福祉センター内	059-382-5971
亀山市社会福祉協議会	519-0164	亀山市羽若町545 亀山市総合保健福祉センターあいあい内	0595-82-7985
津市社会福祉協議会	514-0027	津市大門7-15 津センターパレスビル3階	059-213-7111
松阪市社会福祉協議会	515-0073	松阪市殿町1563 松阪市社会福祉会館内	0598-21-1487
多気町社会福祉協議会	519-2183	多気郡多気町四足田587-1 多気町地域福祉センター天啓の里	0598-38-8090
明和町社会福祉協議会	515-0332	多気郡明和町大字馬之上917-1 福祉サービスセンター明和の里内	0596-52-7056
大台町社会福祉協議会	519-2428	多気郡大台町栗生1010 大台町地域福祉センター内	0598-83-2862
伊勢市社会福祉協議会	516-0804	伊勢市御薮町長屋2767 ハートプラザみその内	0596-20-8610
鳥羽市社会福祉協議会	517-0022	鳥羽市大明東町2-5 鳥羽市保健福祉センターひだまり内	0599-25-1188
志摩市社会福祉協議会	517-0214	志摩市磯部町迫間955 磯部健康福祉センター「かがやき」内	0599-56-1600
玉城町社会福祉協議会	519-0433	度会郡玉城町勝田4876-1 玉城町保健福祉会館内	0596-58-6915
度会町社会福祉協議会	516-2103	度会郡度会町棚橋1202 度会町地域福祉センター内	0596-62-1117
大紀町社会福祉協議会	519-2911	度会郡大紀町錦736-7 紀勢保健センター内	0598-73-3227
南伊勢町社会福祉協議会	516-0101	度会郡南伊勢町五ヶ所浦2928 南伊勢町福祉健康ランド内	0599-66-1211
伊賀市社会福祉協議会	518-0829	伊賀市平野山之下380-5 伊賀市総合福祉会館1階	0595-21-5866
名張市社会福祉協議会	518-0718	名張市丸之内79 名張市総合福祉センターふれあい内	0595-63-1111
尾鷲市社会福祉協議会	519-3618	尾鷲市栄町5-5 尾鷲市福祉保健センター内	0597-22-3246
紀北町社会福祉協議会	519-3204	北牟婁郡紀北町東長島209-9 紀北町社会福祉会館内	0597-47-0725
熊野市社会福祉協議会	519-4324	熊野市井戸町1150 熊野市保健福祉センター内	0597-89-5000
御浜町社会福祉協議会	519-5203	南牟婁郡御浜町大字下市木2040 御浜町福祉健康センター内	05979-2-3813
紀宝町社会福祉協議会	519-5701	南牟婁郡紀宝町鶴殿1074-1 紀宝町福祉センター内	0735-32-0957

5) 年金事務所 予約受付専用電話 (0570-05-4890) ナビダイヤル

名称	所在地	電話番号	管轄区域	
			健康保険・厚生年金保険・国民年金	船員保険
四日市年金事務所	〒510-8543 四日市市十七軒町 17-23	059-353-5515	四日市市・桑名市・いなべ市・桑名郡・員弁郡・三重郡	
津年金事務所	〒514-8522 津市桜橋 3-446-33	059-228-9112	津市・鈴鹿市・名張市・亀山市・伊賀市	三重県(尾鷲年金事務所管内の地域を除く)
松阪年金事務所	〒515-8973 松阪市宮町 17-3	0598-51-5115	松阪市・多気郡	
伊勢年金事務所	〒516-8522 伊勢市宮後 3-5-33	0596-27-3601	伊勢市・鳥羽市・志摩市・度会郡	
尾鷲年金事務所	〒519-3692 尾鷲市林町 2-23	0597-22-2340	尾鷲市・熊野市・北牟婁郡・南牟婁郡	同左

参考：日本年金機構のホームページより

街角の年金相談 センター津 (オフィス)	〒514-0036 津市丸之内養正町 4-1 森永三重ビル 1 階 お問い合わせ先：059-224-8612 月曜～金曜 8 時 30 分～17 時 15 分 ※お電話による相談は受け付けていません。 (日本年金機構の委託を受けて全国社会保険労務士会連合会が運営しています) http://www.mie-sharoushi.or.jp/pension/index.html	
----------------------------	---	---

6) 税務署

税務署名	〒	所在地	電話番号	管轄地域
桑名税務署	511-8510	桑名市江場 7 番地 6	0594-22-5121	桑名市 いなべ市 桑名郡 員弁郡
四日市税務署	510-8557	四日市市西浦 2 丁目 2 番 8 号	059-352-3141	四日市市 三重郡
鈴鹿税務署	513-0801	鈴鹿市神戸 9 丁目 24 番 45 号	059-382-0351	鈴鹿市 亀山市
津税務署	514-8545	津市桜橋 2 丁目 99 番地	059-228-3131	津市
松阪税務署	515-8550	松阪市高町 493 番地 6 松阪合同庁舎内	0598-52-3021	松阪市 多気郡
伊勢税務署	516-8511	伊勢市岩渕 1 丁目 2 番 24 号	0596-28-3191	伊勢市 鳥羽市 志摩市 度会郡
上野税務署	518-0836	伊賀市緑ヶ丘本町 1680 番地	0595-21-0950	名張市 伊賀市
尾鷲税務署	519-3694	尾鷲市末広町 1 番 30 号	0597-22-2222	尾鷲市 熊野市 北牟婁郡 南牟婁郡

7) ハローワーク

名 称	〒	所在地	電話番号	管轄地域
ハローワーク 桑名	511-0078	桑名市桑栄町 1-2 サンファール北館 1 階	0594-22-5141	桑名市・いなべ市・桑名郡・員 弁郡・三重郡のうち朝日町
ハローワーク 四日市	510-0093	四日市市本町 3-95	059-353-5566	四日市市・三重郡 (朝日町を除く)
ハローワーク 鈴鹿	513-8609	鈴鹿市神戸 9-13-3	059-382-8609	鈴鹿市・亀山市
ハローワーク 津	514-8521	津市島崎町 327-1	059-228-9161	津市
ハローワーク 松阪	515-8509	松阪市高町 493-6 松阪合同庁舎 1 階	0598-51-0860	松阪市・多気郡
ハローワーク 伊勢	516-8543	伊勢市宮後 1-1-35 MiraISE 8 階	0596-27-8609	伊勢市・鳥羽市・志摩市・度 会郡(大紀町錦を除く)
ハローワーク 伊賀	518-0823	伊賀市四十九町 3074-2	0595-21-3221	伊賀市・名張市
ハローワーク 尾鷲	519-3612	尾鷲市林町 2-35	0597-22-0327	尾鷲市・北牟婁郡・度会 郡のうち大紀町錦
ハローワーク 熊野	519-4324	熊野市井戸町赤坂 739-3	0597-89-5351	熊野市・南牟婁郡



8) 市町・広域連合介護保険・高齢者福祉担当課

市町・広域連合名	代表電話	所属部・課・係	〒	住 所
桑名市	0594-24-1170	保健福祉部 介護高齢課 管理・認定審査係	511-8601	桑名市中央町2丁目37番地
いなべ市	0594-86-7820	福祉部 介護保険課	511-0498	いなべ市北勢町阿下喜31番地
	0594-86-7819	福祉部 長寿福祉課		
木曽岬町	0567-68-6104	福祉課	498-8503	桑名郡木曽岬町大字西対海地251番地
東員町	0594-86-2823	健康長寿課	511-0295	員弁郡東員町大字山田1600番地
四日市市	059-354-8190	健康福祉部 介護保険課 管理・保険料係	510-8601	四日市市諏訪町1-5
	059-354-8455	健康福祉部 高齢福祉課 企画係		
菰野町	059-391-1125	健康福祉課 介護高齢福祉係	510-1292	三重郡菰野町大字潤田1250番地
朝日町	059-377-5659	保険福祉課	510-8522	三重郡朝日町小向893番地
川越町	059-366-7116	福祉課	510-8588	三重郡川越町大字豊田一色280番地
鈴鹿亀山地区広域連合	059-369-3204	介護保険課	513-0801	鈴鹿市神戸一丁目18番18号 鈴鹿市役所西館3階
鈴鹿市	059-382-7935	健康福祉部 長寿社会課	513-8701	鈴鹿市神戸一丁目18番18号
亀山市	0595-84-3312	健康福祉部 地域福祉課 高齢者支援グループ	519-0164	亀山市羽若町545
津市	059-229-3149	健康福祉部 介護保険課 介護保険担当	514-8611	津市西丸之内23番1号
	059-229-3156	健康福祉部 高齢福祉課 高齢福祉担当		
	059-229-3294	健康福祉部 地域包括ケア推進室 地域包括ケア推進担当		
松阪市	0598-53-4058	健康福祉部 介護保険課	515-8515	松阪市殿町1340番地1
	0598-53-4088	健康福祉部 高齢者支援課		
多気町	0598-38-1114	健康福祉課 介護保険係	519-2181	多気郡多気町相可1600番地
	0598-38-1114	健康福祉課 福祉係		
明和町	0596-63-5461	福祉総合支援課	515-0332	多気郡明和町大字馬之上945番地
大台町	0598-82-3785	健康ほけん課	519-2404	多気郡大台町佐原750
	0598-82-3783	町民福祉課 福祉係		
伊勢市	0596-21-5560	健康福祉部 介護保険課	516-8601	伊勢市岩渕1丁目7番29号
	0596-21-5559	健康福祉部 高齢・障がい福祉課		
	0596-21-5611	健康福祉部 福祉総合支援センター	516-0072	伊勢市宮後1丁目1番35号 MiraISE 7階
	0596-21-5575	健康福祉部 福祉監査室	516-8601	伊勢市岩渕1丁目7番29号

市町・広域連合名	代表電話	所属部・課・係	〒	住 所
鳥羽志勢広域連合	0599-56-1050	介護保険課	517-0214	志摩市磯部町迫間22
鳥羽市	0599-25-1186	健康福祉課 長寿介護係	517-0022	鳥羽市大明東町2番5号
志摩市	0599-44-0284	健康福祉部 介護・総合相談支援課	517-0592	志摩市阿児町鵜方3098番地22
	0599-44-0283	健康福祉部 地域福祉課		
玉城町	0596-58-8203	保健福祉課	519-0495	度会郡玉城町田丸114-2
	0596-58-7373	保健福祉課 地域共生室	519-0433	度会郡玉城町勝田4876-1
度会広域連合	0596-62-2300		516-2103	度会郡度会町棚橋1202
度会町	0596-62-1186	長寿福祉課 地域福祉係	516-2195	度会郡度会町棚橋1215番地 1
	0596-62-1118	長寿福祉課 長寿支援係		
大紀町	0598-86-2216	健康福祉課	519-2703	度会郡大紀町滝原1610- 1
南伊勢町	0599-66-1709	高齢者支援課 介護支援係	516-0194	度会郡南伊勢町五ヶ所浦3057番地
伊賀市	0595-26-3939	健康福祉部 介護高齢福祉課	518-8501	伊賀市四十九町3184番地
名張市	0595-63-7599	福祉子ども部 介護・高齢支援室	518-0492	名張市鴻之台1-1
紀北広域連合	0597-35-0888	介護保険課	519-3405	北牟婁郡紀北町船津881番地3
尾鷲市	0597-23-8201	福祉保健課 高齢者福祉係	519-3696	尾鷲市中央町10-43
紀北町	0597-46-3122	福祉保健課 高齢者・障害者福祉係	519-3292	北牟婁郡紀北町東長島769- 1
紀南介護保険広域連合	0597-89-6001	総務係 保険係 認定係	519-4393	熊野市井戸町371
熊野市	0597-89-3113	健康・長寿課 いきがい健康支援係	519-4324	熊野市井戸町1150番地
御浜町	05979-3-0515	健康福祉課 福祉係	519-5292	南牟婁郡御浜町大字阿田和6120- 1
紀宝町	0735-33-0339	福祉課	519-5701	南牟婁郡紀宝町鵜殿324



9) 地域包括支援センター

名 称	設 置 者	〒	住 所	TEL
介護予防支援室	桑名市	511-8601	桑名市中央町二丁目3 7 桑名市役所内	0594-24-5104
桑名市東部地域包括支援センター	(医) 普照会	511-0038	桑名市内堀82	0594-24-8080
桑名市西部地域包括支援センター	(福) 憩	511-0922	桑名市西金井170 特別養護老人ホームいこい内	0594-25-8660
桑名市南部地域包括支援センター	(医) 尚徳会	511-0836	桑名市江場776-5 ヨナハ在宅ケアセンター内	0594-25-1011
桑名市北部西地域包括支援センター	(福) 桑名市社会福祉協議会	511-0106	桑名市多度町多度一丁目1-1 多度すこやかセンター内	0594-49-2031
福祉なんでも相談センター		511-0903	桑名市大山田一丁目7-4 光精工コミュニティプラザ内	0594-41-2114
桑名市北部東地域包括支援センター	(福) 桑名市社会福祉協議会	511-1122	桑名市長島町松ヶ島66番地 長島 デイサービスセンターほほえみ内	0594-42-2119
いなべ市地域包括支援センター	(福) いなべ市社会福祉協議会	511-0428	いなべ市北勢町阿下喜31番地 いなべ市役所本庁舎内	0594-86-7818
木曽岬町地域包括支援センター	木曽岬町	498-0807	木曽岬町大字西対海地2 5 0	0567-68-8183
東員町地域包括支援センター	(福) 東員町社会福祉協議会	511-0251	東員町大字山田2013 ふれあいセンター内	0594-76-6000
東員町第二地域包括支援センター	特定非営利活動法人小規模多機能サービス 宅老所紫苑	511-0232	東員町笹尾東2-5-4	0594-76-7771
四日市市北地域包括支援センター	(福) 富田浜福祉会	510-8008	四日市市富田浜町26-14	059-365-6215
四日市市中地域包括支援センター	(福) 四日市市社会福祉協議会	510-0093	四日市市本町9-8 本町プラザ内	059-354-8346
四日市市南地域包括支援センター	(福) 青山里会	512-1111	四日市市山田町5500番地1	059-328-2618
菰野町地域包括支援センター	(福) 菰野町社会福祉協議会	510-1253	菰野町大字潤田1281 菰野町保健福祉センター内	059-391-2220
朝日町地域包括支援センター	(福) 朝日町社会福祉協議会	510-8102	朝日町大字小向891-5 朝日町保健福祉センター内	059-377-5500
川越町地域包括支援センター	(福) 川越町社会福祉協議会	510-8123	川越町大字豊田一色314 川越町社会福祉協議会内	059-365-9999
鈴鹿第1地域包括支援センター なんてん	(医) 誠仁会	513-0011	鈴鹿市高塚町216-3	059-373-6031
鈴鹿第2地域包括支援センター あんず	(医) 誠仁会	513-0844	鈴鹿市平田一丁目3-5 アルテハイム鈴鹿内	059-370-3751
鈴鹿第3地域包括支援センター やまぶき	(医) 博仁会	513-0801	鈴鹿市神戸三丁目12-10 介護老人保健施設ひまわり内	059-384-4165
鈴鹿第4地域包括支援センター わかたけ	(福) 慈童会	513-0055	鈴鹿市上箕田町字近田2639番地2	059-385-7770
鈴鹿第5地域包括支援センター ひいらぎ	(福) サムス会	513-0816	鈴鹿市南玉垣町7300番地2 (桜の森白子ホーム内)	059-392-5713
鈴鹿第6地域包括支援センター つゆくさ	(福) 天年会	513-0821	鈴鹿市地子町字金生水814番地の30	059-389-5959
鈴鹿第7地域包括支援センター りんどう	(福) 伊勢湾福祉会	510-0227	鈴鹿市南若松町1 伊勢マリンホーム内	059-380-5280
鈴鹿第8地域包括支援センター ふじ	(福) 博愛会	510-0266	鈴鹿市長法寺町字権現763番地	059-372-3128
鈴鹿市基幹型地域包括支援センター にじ	(福) 鈴鹿市社会福祉協議会	513-0801	鈴鹿市神戸地子町383-1 鈴鹿市社会福祉協議会内	059-382-5233
亀山第1地域包括支援センター ぼたん	(福) 安全福祉会	519-0111	亀山市栄町1487番地167	0595-96-8686
亀山第2地域包括支援センター もくれん	(福) 安全福祉会	519-0125	亀山市東町一丁目3番地7号	0595-97-3331
亀山市基幹型地域包括支援センター きずな	(福) 亀山市社会福祉協議会	519-0164	亀山市羽若町545 亀山市総合保健福祉センター内	0595-83-3575
津市地域包括支援センター	津市	514-8611	津市西丸之内23-1 津市役所内	059-229-3294
津中央地域包括支援センター	学校法人藤田学園	514-0027	津市大門6-5 ブライム津大門2階	059-253-5225
津中部中地域包括支援センター	みえ医療福祉生活協同組合	514-0063	津市渋見町554-69	059-271-6535
津中部北地域包括支援センター	(社) 津地区医師会	514-0002	津市島崎町97-1 津地区医師会館2 F 内	059-213-3181
津中部東地域包括支援センター	(福) 寿泉会	514-0812	津市津興2947 八幡園敷地内	059-213-8115
津中部西地域包括支援センター	(福) 寿泉会	514-0826	津市野田2059 特別養護老人ホーム泉園内	059-237-2018
津中部南地域包括支援センター	(福) 洗心福祉会	514-0817	津市高茶屋小森町字瓦ヶ野4152 特別養護老人ホームシルバークケア 豊壽園内	059-238-6511

名 称	設 置 者	〒	住 所	TEL
津北部東地域包括支援センター	(福) 津市社会福祉協議会	510-0314	津市河芸町浜田868 津市河芸ほほえみセンター内	059-245-6666
津北部西地域包括支援センター	(福) あけあい会	514-2325	津市安濃町東観音寺353 介護老人保健施設あけあいの内	059-267-1125
津久居地域包括支援センター	(福) 洗心福祉会	514-1118	津市久居新町3006ボルタひさい3F 久居ケアサービスセンターシル バーケア豊壽園内	059-254-4165
津一志地域包括支援センター	(福) 津市社会福祉協議会	515-2603	津市白山町川口892 津市白山保健福祉センター内	059-262-7295
松阪市第一地域包括支援センター	(公社) 松阪地区医師会	515-0076	松阪市白粉町363 松阪地区医師会館内	0598-25-1070
松阪市第二地域包括支援センター	(福) 松阪市社会福祉協議会	515-2323	松阪市嬉野権現前町423-9 嬉野社会福祉センター内	0598-42-7255
松阪市第三地域包括支援センター	(福) 松阪市社会福祉協議会	515-1302	松阪市飯南町横野885 飯南ふれあいセンター内	0598-32-5083
松阪市第四地域包括支援センター	(医療法人社団) 嘉祥会	515-0005	松阪市鎌田町244-3 介護老人保健施設嘉祥苑となり	0598-51-5885
松阪市第五地域包括支援センター	(福) 太陽の里	515-0045	松阪市駅部田町字峯戸25-3	0598-25-4300
多気町地域包括支援センター	多気町	519-2181	多気町相可1600	0598-38-1114
明和町地域包括支援センター	明和町	515-0332	明和町大字馬之上944-5 明和町保健福祉センター	0596-52-7127
大台町地域包括支援センター	大台町	519-2404	大台町佐原750	0598-82-3160
伊勢市北地域包括支援センター	(福) 邦栄会	516-0002	伊勢市馬瀬町1094番地9 楽寿苑内	0596-65-5070
伊勢市中部地域包括支援センター	(福) 伊勢市社会福祉協議会	516-0076	伊勢市八日市場町13番地1 伊勢市福祉健康センター	0596-27-2424
伊勢市西地域包括支援センター	(福) 伊勢市社会福祉協議会	519-0503	伊勢市小俣町元町536番地 小俣保健センター	0596-20-5055
伊勢市東地域包括支援センター	(福) 伊勢市社会福祉協議会	519-0609	伊勢市二見町茶屋456番地2 二見ふれあいプラザ内	0596-44-1165
伊勢市南地域包括支援センター	(福) 伊勢医心会	516-0065	伊勢市二俣町577番地9 神路園内	0596-21-0080
伊勢市五十鈴地域包括支援センター	医療法人社団愛敬会	516-0014	伊勢市楠部町乙77 山崎外科内科敷地内	0596-20-5500
鳥羽市地域包括支援センター	鳥羽市	517-0022	鳥羽市大東町2-5 鳥羽市保健福祉センター 「ひだまり」内	0599-25-1182
志摩市地域包括支援センター	志摩市	517-0592	志摩市阿児町鶴方3098-22 志摩市役所 介護・総合相談支援課 内	0599-44-0284
浜島・磯部地域包括支援センター	(福) 志摩市社会福祉協議会	517-0401	志摩市浜島町松山路3番地	0599-68-2211
玉城町地域包括支援センター	玉城町	519-0433	玉城町勝田4876-1 保健福祉会館内	0596-58-7373
度会町地域包括支援センター	度会町	516-2195	度会町棚橋1215-1 度会町役場内	0596-62-1118
大紀町地域包括支援センター	大紀町	519-2703	大紀町滝原1610-1 大紀町役場内	0598-84-8050
南伊勢町地域包括支援センター	南伊勢町	516-0194	南伊勢町五ヶ所浦3057 南伊勢町役場 南勢庁舎内	0599-66-1162
名張市地域包括支援センター	名張市	518-0492	名張市鴻之台1番町1番地 名張市役所内	0595-63-7833
伊賀市地域包括支援センター	伊賀市	518-8501	伊賀市四十九町3184番地	0595-26-1521
尾鷲市地域包括支援センター	(福) 尾鷲市社会福祉協議会	519-3618	尾鷲市栄町5-5 尾鷲市福祉保健センター内	0597-22-3003
紀北町地域包括支援センター	(福) 紀北町社会福祉協議会	519-3204	紀北町紀伊長島区東長島209-9 紀北町社会福祉協議会内	0597-47-0517
熊野市地域包括支援センター	熊野市	519-4324	熊野市井戸町1150 熊野市保健福祉センター内	0597-89-5811
御浜町地域包括支援センター	御浜町	519-5292	御浜町大字阿田和6120-1 御浜町役場内	05979-3-0514
紀宝町地域包括支援センター	紀宝町	519-5701	紀宝町鶴殿324番地 紀宝町役場本庁舎内1階	0735-33-0175

10) 生活困窮などの相談窓口

自治体名	運営の主体	窓口の名称	住所	電話番号
三重県	三重県社会福祉協議会	三重県生活相談支援センター	津市桜橋2丁目131	059-271-7701
桑名市	桑名市社会福祉協議会	福祉支援室	桑名市中央町二丁目37番地	0594-24-1456
いなべ市	いなべ市社会福祉協議会	いなべ市くらしサポートセンター 縁（えにし）	いなべ市北勢町阿下喜31	0594-86-7817
四日市市	四日市市社会福祉協議会	生活支援室	四日市市諏訪町1番5号	059-354-8466
鈴鹿市	鈴鹿市	くらしサポートセンター	鈴鹿市神戸一丁目18番18号	059-373-5299
亀山市	亀山市社会福祉協議会	生活支援係	亀山市羽若町545	0595-82-7985
津市	津市社会福祉協議会 (一部委託)	健康福祉部援護課	津市西丸之内23番1号	059-229-3541
松阪市	松阪市社会福祉協議会	松阪市生活相談支援センター	松阪市殿町1340番地1	0598-53-4671
多気町	多気町社会福祉協議会	多気相談支援センター	多気郡多気町四疋田587-1	0598-38-8091
伊勢市	伊勢市社会福祉協議会	伊勢市生活サポートセンター あゆみ	伊勢市八日市場町13-1	0596-63-5224
鳥羽市	鳥羽市社会福祉協議会	暮らし相談支援センターとば	鳥羽市大明東町2番5号	0599-25-1188
志摩市	志摩市社会福祉協議会	志摩市くらしサポートセンター ふんばり	志摩市阿児町鶴方3098-1	0599-68-7130
伊賀市	伊賀市	健康福祉部生活支援課	伊賀市四十九町3184番地	0595-22-9650
	伊賀市社会福祉協議会	くらしサポートセンターおあいこ	伊賀市平野山之下380番地5	0595-22-0084
名張市	名張市社会福祉協議会	なばり暮らしあんしんセンター	名張市丸之内79番地	0595-64-1526
尾鷲市	尾鷲市社会福祉協議会	おわせ生活サポートセンター クローバー	尾鷲市栄町5-5	0597-37-4151
熊野市	熊野市	生活困窮者自立支援係	熊野市井戸町796	0597-89-4111



11) ファミリーサポートセンター

市町	名称	住所	電話番号
桑名市	桑名ファミリー・サポート・センター	桑名市中央町2丁目39 桑名ビル NPO法人三重県子どもNPOサポートセンター内	0594-22-9871
いなべ市	いなべファミリーサポートセンター	いなべ市北勢町阿下喜31番地 いなべ市役所保健センター内	0594-72-8002
木曽岬町	朝日町木曽岬町ファミリー・サポート・センター	四日市市富田1丁目8-11 子育て広場ドロップin内	059-363-3728
東員町	とういんファミリー・サポート・センター	四日市市富田1丁目8-11 子育て広場ドロップin内	080-9729-3095
四日市市	四日市市ファミリー・サポート・センター	四日市市波木町2040-2 NPO法人体験ひろば☆こどもスペース四日市内	059-323-0023
菰野町	菰野町ファミリー・サポート・センター	三重郡菰野町潤田1281 保健福祉センターけやき内	059-394-1294
朝日町	朝日町木曽岬町ファミリー・サポート・センター	四日市市富田1丁目8-11 子育て広場ドロップin内	059-366-1938
川越町	川越町ファミリー・サポート・センター	三重郡川越町大字豊田一色235-1 川越町つばめ児童館内	059-366-0800
鈴鹿市	鈴鹿市ファミリー・サポート・センター	鈴鹿市桜島町6-20-3 NPO法人こどもサポート鈴鹿内	059-381-1171
亀山市	亀山市ファミリーサポート・センター	亀山市東御幸町69-5 亀山市児童センター内	0595-82-9755
津市	津市ファミリー・サポート・センター	津市大里窪田町2709-1 NPO法人津子どもNPOセンター内	059-236-0120
松阪市	まつさかファミリーサポートセンター	松阪市日野町788 NPO法人松阪子どもNPOセンター内	0598-20-8246
多気町	多気町ファミリー・サポート・センター	多気郡多気町四疋田594 たき児童館内	0598-38-7750
明和町	明和町ファミリー・サポート・センター	多気郡明和町大字馬之上954 明和町教育委員会こども課内	0596-52-7123
大台町	大台町ファミリー・サポート・センター	松阪市日野町788 NPO法人松阪子どもNPOセンター内	0598-22-1980
伊勢市	いせファミリー・サポート・センター	伊勢市岩渕2-3-13 NPO法人三重みなみ子どもネットワーク内	0596-28-5692
鳥羽市	とばファミリーサポートセンター	鳥羽市幸丘7-31 子育て応援!!0, 1, 2, 3サークル内	080-3684-5310
志摩市	志摩市ファミリー・サポート・センター	志摩市阿児町鶴方3098-22 志摩市こども家庭課内	0599-44-0892
玉城町	玉城町ファミリー・サポート・センター	伊勢市岩渕2-3-13 NPO法人三重みなみ子どもネットワーク内	0596-23-3938
度会町	度会町ファミリー・サポート・センター	伊勢市岩渕2-3-13 NPO法人三重みなみ子どもネットワーク内	0596-23-3938
南伊勢町	南伊勢町ファミリー・サポート・センター	伊勢市岩渕2-3-13 NPO法人三重みなみ子どもネットワーク内	0596-23-3938
大紀町	大紀町ファミリー・サポート・センター	伊勢市岩渕2-3-13 NPO法人三重みなみ子どもネットワーク内	0596-23-3938
名張市	名張市ファミリー・サポート・センター	名張市桔梗が丘3番町3-107 名張市こども支援センターかがやき内	0595-66-3915
伊賀市	伊賀市ファミリー・サポート・センター	伊賀市上野丸之内500 こども未来課子育て支援室内	0595-26-7830
尾鷲市	おわせファミリーサポートセンター	尾鷲市栄町5-5 尾鷲市福祉保健課内	0597-23-8202
熊野市	熊野市ファミリーサポートセンター	熊野市久生屋町163-2 NPO法人子どもステーションくまの内	0597-89-5633
御浜町	御浜町ファミリーサポートセンター	南牟婁郡御浜町大字志原1877-20 子育て支援室内	05979-2-0336
紀宝町	紀宝町ファミリーサポートセンター	南牟婁郡紀宝町神内277-2 紀宝町図書館内	0735-32-4688

三重県がん相談支援センター

がん相談

☎ 059-223-1616

Fax 059-202-5911

開設日 月曜日～金曜日

第1日曜日(5月、1月は第3日曜日)

※日曜相談翌日の月曜日はお休み

※祝日と年末年始はお休み

受付時間 9:00～16:30

- 突然がんと診断されて、これからどうしたらいいの？
- この不安な気持ちを聴いてほしい。
- 主治医に何を聞いたらいいの？
- 検査や治療、副作用など療養生活はどうなるの？
- 仕事のことや医療費はどうなるの？ など

相談は無料です。プライバシーは厳守いたします。

相談内容は個人を特定しない統計情報として、使用する場合がありますのでご了承ください。

面談による相談もお受けいたします

※面談はできるだけご予約ください。

三重県がん相談支援センター

〒514-8567 津市桜橋三丁目446-34

(三重県津庁舎 保健所棟1階)



TEL 059-202-5910 FAX 059-202-5911

E-mail: soudan1616@gansupport-mie.jp

※当センターは(公財)三重県健康増進事業センター(日本対がん協会三重県支部)が三重県から委託を受け運営しています。



♥ 三重県がん相談支援センターをご存じですか？

●三重県がん相談支援センターとは

がん対策基本法が2006年6月に成立し、翌年4月に施行されました。

これを受けて、三重県が「がん対策推進基本計画」を策定し、地域統括支援センターとして、2008年1月に三重県がん相談支援センターが開設されました。

●目的

がん患者や家族が安心して療養を続けることができるように、不安や疑問についての相談を受けたり、がんに関する正しい知識や情報の提供を行い、がん患者や家族のQOLの向上を目指しています。

●役割

- ・県内のがん患者や家族を対象に、第三者的な立場での電話や面談による相談支援
- ・県内のがんに関する情報提供・情報交換や交流会の場の提供
- ・サポーター(ボランティア)の育成や患者会・がん教育などの支援活動

がん相談支援センターの主な業務



がん相談をご利用ください

突然がんと診断されて頭が真っ白！ 主治医には何を聞いたらいいの？ 治療費はどうなるの？ 在宅での療養に使えるサービスは？ セカンドオピニオンを受けるには？ 等々がんにまつわるさまざまな疑問や不安についてのご相談をお受けしています。

また、同じ病気を体験された方の話を聞いてみたい時にもご相談ください。
ひとりで悩まず、不安な気持ちをまずは話してみませんか。お気軽にお電話ください。

がん相談

相談電話：059-223-1616

- FAX 059-202-5911
- 面談 要予約 ※感染症等予防のため検温や消毒等のご協力をお願いします。
- 受付時間 9:00～16:30
- 受付日 月曜日から金曜日と第1日曜日（翌日の月曜日はお休み）
但し、1月と5月は月曜から金曜日と第3日曜日（翌日の月曜日はお休み）
※土日祝日と年末年始はお休み

就労相談

予約制（059-223-1616）

社会保険労務士が、がん治療と仕事の両立についてのさまざまな悩みのご相談に応じます。
毎月第3火曜日 午後

交流会

予約制（059-223-1616）

- がん患者と家族の方のおしゃべりサロン
がん患者さんと家族のための交流会です。体験者のお話を聞いたり、不安や悩みを話し合ったりする場です。がん体験者や家族のサポーターがいますので、お一人でも安心してご参加いただけます。
- グリーフケアサロン「おあしす」～がん死別体験を分かち合う会～
がんにより大切な人を亡くされた方のための交流会です。
- 個別ピアサポート
同じ病気の仲間（ピア）がお話を伺います。体験を共有し共に考えサポートします。
※感染症や悪天候等で中止になる場合がありますので、事前にホームページやお電話でご確認願います。

サポーターの養成

がん患者や家族のサポートしていただくサポーター（ボランティア）を対象に、研修を実施しています。サポーターは随時募集していますので、当センターまでご連絡下さい。

※サポーター登録はホームページからも申し込みができます。

詳細は、当センターのホームページをご覧ください！ <https://www.gansupport-mie.jp/>





三重県がん相談支援センターからのお知らせ！！

サポーター(ボランティア)として一緒に活動してみませんか？

三重県がん相談支援センターでは、がん体験者、家族、その他支援活動の趣旨に賛同された方にサポーター登録をしていただき、様々な場面で活躍していただいています。

一緒にがん患者さんや家族の方のサポートを行っていただける方をお待ちしております。

活動内容

○おしゃべりサロンの運営支援

がん患者さんと家族のための交流サロンを、県内各地で定期的に行っています。

体験者のお話を聞いたり、不安や悩みを語り合う場で、サポーターのみなさんと一緒に運営しています。

○がん教育

小、中、高等学校の生徒などを対象にした、がん教育の場で体験談などをお話していただいています。

○研修

サポーターの方を対象とした、傾聴などのサポーター研修会にご参加いただいています。

○自主活動

現在、タオル帽子、絵葉書などを作成し、がん患者さんへ届ける活動をしています。

この他にも、趣味や特技を活かして活動の場を広げてみませんか。



サポーター登録のお申込み、お問合せは、
三重県がん相談支援センターTEL：059-223-1616 までお願いします。



2024 年 7 月発行

〈編集協力〉

三重県がん診療連携協議会 がん相談支援部会

〈発 行〉

三重県がん相談支援センター

〒514-8567

三重県津市桜橋 3 丁目 446-34

TEL : 059-202-5910 FAX : 059-202-5911

※三重県がん相談支援センターは、

(公財)三重県健康管理事業センター(日本対がん協会三重県支部)が運営しています

三重県の療養情報は、三重県がん相談支援センターホームページに掲載しています。

<https://www.gansupport-mie.jp/>

